

重層的支援体制整備事業

自治体向けセミナー

(未実施市町村向け事業説明会及び第3回重層的支援体制整備事業従事者研修)

令和4年 11月2日(水)
2022年 13:30~16:00



社会福祉法人長野県社会福祉協議会

日 程 表

時 間	内 容
13:30	開 会・あいさつ
13:35 (35 分)	◆行政説明 ○長野県健康福祉部地域福祉課 事業の概要及び県内市町村の状況 ○長野県人権・男女共同参画課 犯罪被害者等支援について ○長野県農業農村振興課 農業分野との連携について
14:10 (45 分)	◆ 実施自治体報告 「重層的支援体制整備事業」 飯田市福祉課 課長補佐 澤柳 八千江 氏 「移行準備事業」 長野市福祉政策課 課長補佐 大塚 俊介 氏 富士見町住民福祉課社会福祉係 係長 植松 真実 氏
14:55 (10 分)	休 憩
15:05 (55 分)	◆ テーマディスカッション 「事業内容をより深めるためのディスカッション」 ※質問等参照しながら論点整理を行っていきます。 登壇者（再掲） 飯田市福祉課 澤柳 八千江 氏 長野市福祉政策課 大塚 俊介 氏 富士見町住民福祉課 植松 真実 氏 県地域福祉課 コメンテーター 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 清水室長補佐
16:00	閉 会

○事業の概要及び県内市町村の状況

長野県健康福祉部地域福祉課

○犯罪被害者等支援について

長野県人権・男女共同参画課

○農業分野との連携について

長野県農業農村振興課

重層的支援体制 整備事業について

長野県 地域福祉課 地域支援係

本日の説明事項

- 1 重層的支援体制整備事業とは
- 2 必須事業及び交付金等について
- 3 実施自治体について
- 4 後方支援事業について

現状の制度や仕組みに「支援のしづらさ」を感じていませんか？

各分野の相談窓口や地域づくりでこんな風を感じたことはないですか？

- 可能な限り対応するためには、団体の持ち出しで職員を増員するしかない…
- 利用者の障害をもった息子さんの支援も一緒にしたいけど、そこまで余裕がないし、自分の専門でもないので自信がない
- 対象者の家族にも生活課題があるように思うが、十分な対応が難しい
- 地域資源が多様化し、地域の全体像の把握が難しい など



重層的支援体制整備事業は、制度や仕組みの「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していくとする事業

→単独の分野・部門だけでは対応しきれない狭間の課題等に対し、関係機関・団体等が連携しながら包括的に支援していく体制づくり

3

1 重層的支援体制整備事業とは

(1)概要・特徴

- ・改正社会福祉法に規定(第106条の4)
- ・市町村の任意事業
- ・介護・障がい・こども・困窮者対策等の既存事業を一体的に実施…交付金の申請方法が変わる
- ・新機能分（後述）について、新たな財政支援
- ・新機能分を先行実施する「移行準備事業」も実施可

4

1 重層的支援体制整備事業とは

(1)概要・特徴(続き)

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制整備のための任意事業



5

【地域共生社会とは】

厚生労働省資料より

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

★「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の課題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、それぞれの分野が持つ専門性を、互いに活用する
- ・一機関、一個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

★「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出す、という発想になりにくい
- ・一方向から双方向の関係性へ

★「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える

6

【包括的な支援体制とは】

厚生労働省資料
を一部修正

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ 概要」より

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

7

1 重層的支援体制整備事業とは

(2) 重層的支援体制整備事業の内容（社会福祉法第106条の4第2項）

包括的相談支援事業 (第106条の4第2項第1号)	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める	既存事業の一体的実施
地域づくり事業 (第106条の4第2項第3号)	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する	
参加支援事業 (第106条の4第2項第2号)	・ 社会とのつながりを作るための支援を行う	
多機関協働事業 (第106条の4第2項第5号)	・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす	新機能分
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第106条の4第2項第4号)	・ 支援が届いていない人に支援を届ける	

8

1 重層的支援体制整備事業とは

(3) 支援会議及び重層的支援会議

→単独分野の支援では限界があるケースについて、関係機関等が情報を共有し、対応を協議
【支援会議】 【重層的支援会議】

- ・ 社会福祉法第106条の6に規定
- ・ 市町村が主催
- ・ 本人同意不要
- ・ 守秘義務を課された構成員間での情報の共有・支援の検討
- ・ 重層的支援体制整備事業実施自治体のみ実施可

※生活困窮者自立支援法の「支援会議」とは根拠法が別

- ・ 法律上の規定なし
- ・ 多機関協働事業実施者が主催
- ・ 本人同意が必要
- ・ 関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討
- ・ 重層的支援体制整備事業実施自治体以外にも実施可

9

(参考) ケース会議の例

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」より

○ 多機関連携による会議を行う場合の基本的な流れを紹介します。

図表 23：会議の進め方



※それぞれの段階におけるポイントは図表24を参照

○ 多機関連携による会議を行う場合には、まず、何が課題であり、なぜ多機関連携が必要なのか、また、個別ケース会議のゴールをどこに置くのかを明確にする必要があります。

○ また、会議開催にあたっては、会議の目的、到達地点、進行と時間、守秘義務等を確認したのち、これまでの経緯、各機関のこれまでの関わりについて皆で共有します。その後、全員でアセスメントを行い、目標（長期目標、短期目標）を決めます。その目標ののって支援計画を立て、役割分担を決めるところまで行います。

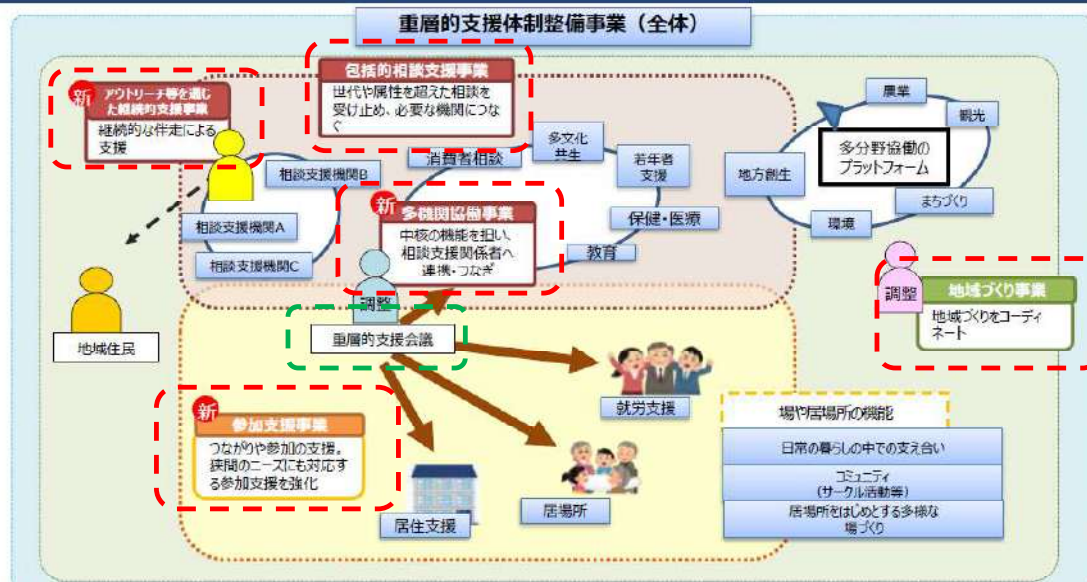
図表 24：多機関連携の個別ケース会議の基本的流れ

通番	基本的流れ	解説
1	会議開催の目的の明確化	◇ 何が課題であり、なぜ多機関連携が必要なのか、また、個別ケース会議のゴールをどこに置くのかを明確にする必要があります。 ◇ 多機関へ相談する場や会議体の目的が不明確なまま行われると、その相談の場が「困難事例の投げ込み先」になってしまう場合があることも指摘されています¹⁴。
2	参加機関の決定	◇ 多機関連携を行う目的を踏まえ、連携先を検討します。本マニュアルの「3.5 連携先の確認」を参考してみてください。 ◇ ヤングケアラー本人や家族が支援を求めている場合、なるべく当事者も参加できるように配慮する必要があります。
3	会議の開催時期及び開催時間の決定	◇ 可能な限り速やかに必要な支援につなげることができるよう、近い時期での開催を検討します。 ◇ 関係機関の都合がつかない場合は支援の緊急度に応じて、関係者を絞る等して開催するのもよいでしょう。
4	場所の決定	◇ 会議では個人情報の共有が行われることになるため、会議室等の外部への情報漏洩にリスクが少ない環境を用意しましょう。 ◇ ヤングケアラー本人の自宅で行う場合もあります。
5	資料の準備	◇ 外部への情報漏洩に備え、資料上に固有名詞が出ないように気をつける、もしくは、固有名詞が掲載された資料は会議後に回収する等、取扱いに注意しましょう。 ◇ ヤングケアラーは本人のみならず家族を含めた家庭全体へのアプローチが重要なため、家族関係や各人の状況が関係者に共有できるよう意識して資料を準備するのがよいでしょう。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

厚生労働省資料を一部修正

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

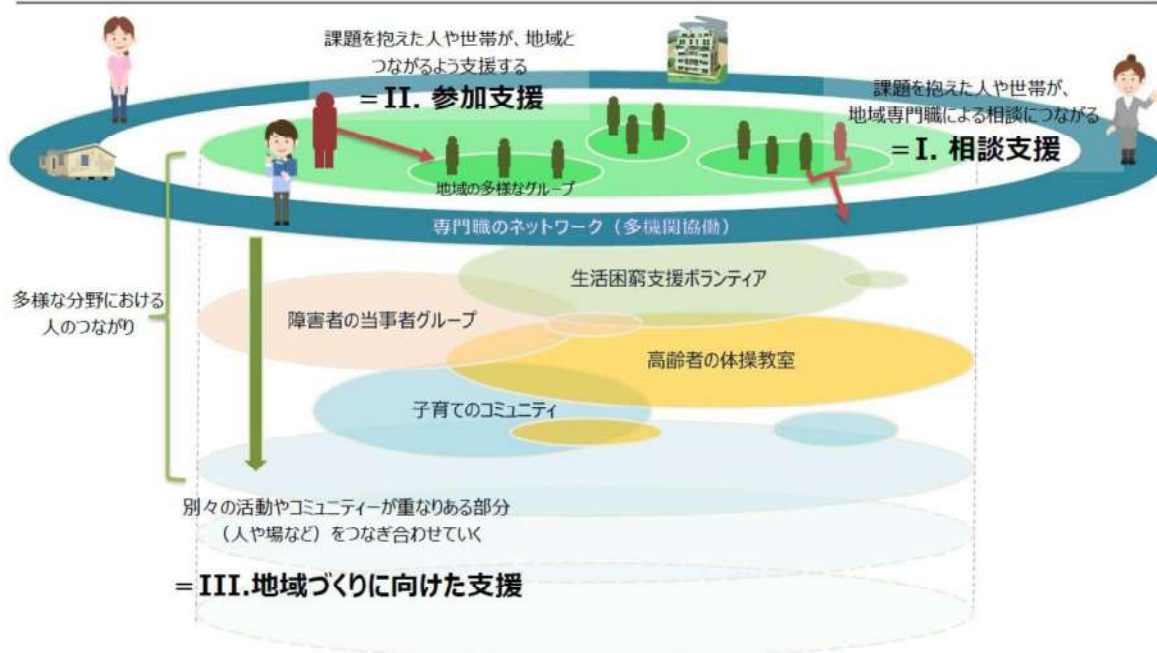


11

II. 地域共生社会の実現のための視点と重層的支援体制整備事業

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
「【概要版】重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」より

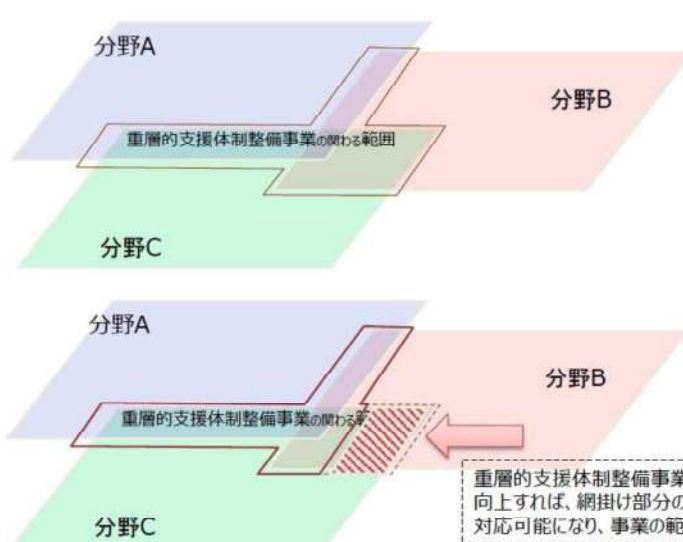
様々な支援を重ねて、つないでいく「重層化」のイメージ



12

重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本事業の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために
まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

② 困難事例の押し付けにしないために
多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。
個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、事業の範囲は縮小。

13

関係と支援を重ね、希望の暮らしへー重層的支援の流れー

厚生労働省ホームページより
(久留米市作成資料)



14

2 必須事業及び交付金等について

(1) 包括的相談支援事業

- ・ 地域包括支援センターの運営(高齢)
- ・ 相談支援事業(障がい)
- ・ 利用者支援事業(子ども)
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業(困窮)
- ・ 福祉事務所未設置町村による相談事業(困窮)

(2) 地域づくり事業

- ・ 地域介護予防活動支援事業(高齢)
- ・ 生活支援体制整備事業(高齢)
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業(障がい)
- ・ 地域子育て支援拠点事業(子ども)
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業(困窮)

(3) 新機能

- ・ 参加支援事業
- ・ 多機関協働支援事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

● 重層的支援体制整備事業

→ (1) ~ (3) の全事業の実施が要件

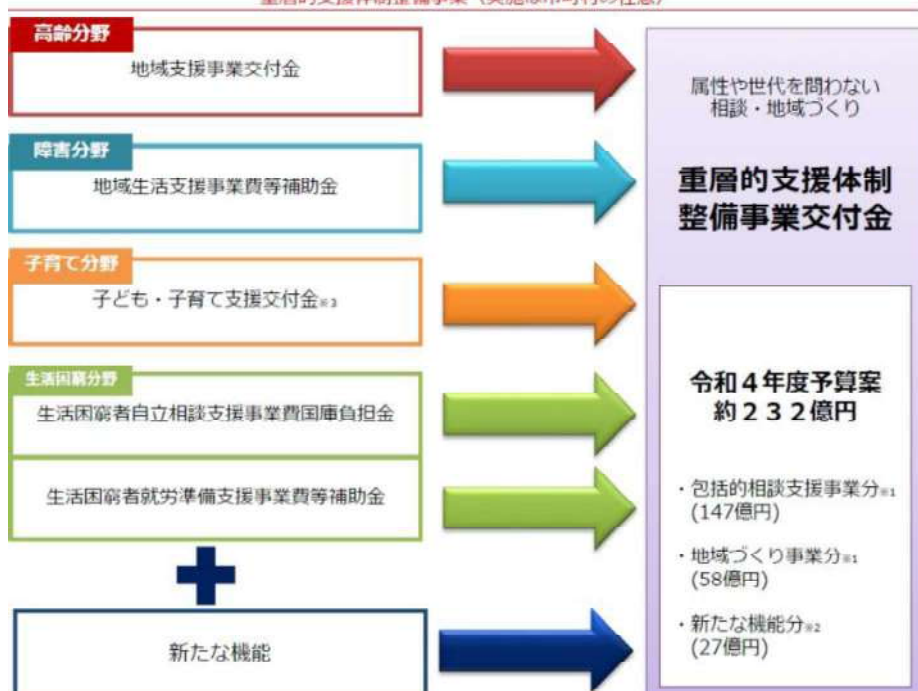
● 移行準備事業

→ (3) の多機関協働支援事業の実施が要件
(アウトリーチ、参加支援は任意)

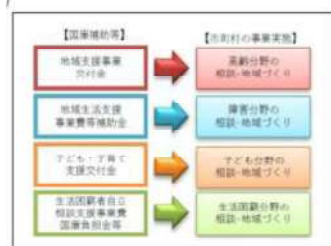
国・都道府県は、これらの事業に必要な財源を交付 15

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



(参考：現行の仕組み)



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・ 高齢 (地域包括支援センターの運営)
 - ・ 障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業等)
 - ・ 子育て (利用者支援事業)
 - ・ 生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業)

- 地域づくり事業
 - ・ 高齢 (地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業)
 - ・ 障害 (地域活動支援センター機能強化事業)
 - ・ 子育て (地域子育て支援拠点事業)
 - ・ 生活困窮 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

<※2 新たな機能について>

- ・ 多機関協働事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・ 子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・ 重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

厚生労働省
資料を一部
修正

補助金の一体交付等によるメリット①（既存事業分について）

厚生労働省
資料を一部
修正

○従来、分野毎に別々に交付されていた国等からの補助金について、社会福祉法に基づく1つの交付金として交付されることにより以下のようなメリットが生まれる。

市町村

・総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要がなくなり、事務コストが軽減されるとともに、補助金の使途につき指摘を受ける懸念が払拭される。

→ 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。

→複数分野が関係する相談支援について、「どの事業の業務に何時間従事したか」などの算定が不要になる(又は軽減される?)

支援機関・支援者

・タイムスタディなど補助金執行のための詳細なバックデータをとる必要がなくなり、事務コストが軽減され、本来の対人支援(ケア)に時間をかけることができるようになる。

→ 8050問題などの多様なニーズに対応する取組を行いやすくなる。

住民・利用者

・支援者がより多くの時間を対人支援(ケア)にかけられるようになり、提供される支援の量が増え、福祉サービスへの満足度と信頼感が高まる。

17

補助金の一体交付等によるメリット②（新規事業分について）

厚生労働省
資料を一部
修正

○既存の相談支援機関を支え、支援の強化につなげるため、新たな事業として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を創設することで以下のようなメリットが生まれる。

市町村

・属性毎の既存事業の間を埋めることで、円滑に包括的な支援体制を構築し、複合化、複雑化した課題に対応することができる。

支援機関・支援者

・多機関協働事業を中心として、分野横断の支援者のネットワークが構築されることで、困難事例・複合事例を支援員個人や支援機関単独で抱え込む状態が改善され、安心して支援に当たる(困り事を受け止める)ことができるようになる。(バーンアウトの防止)

・属性を超えた支援員間の相互のスーパーバイズや支援ノウハウの共有の仕組みが作られることで、複合的な課題への支援員の対応力の向上・スキルアップが図られる。(支援員の資質の向上)

住民・利用者

・自治体全体で包括的な支援体制が構築されることに伴い、複雑化・複合化した課題を有する個人や世帯であっても、たらい回しになることなく、自治体内で連携した支援体制で断らず受け止めてもらうことができる。

・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心として市町村内の支援関係者全体で、必要な者や世帯に対し、訪問し、つながり続ける支援を行い、早期の関係作りを行うことで、困り事の深刻化の防止につなげることができる。(市町村、支援者のメリットにも繋がるもの)

・参加支援の推進等を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進む。

18

3 実施自治体について

R3年度

●重層的支援体制整備事業(1)

飯田市

●移行準備事業(8)

長野市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、
下諏訪町、原村、富士見町、飯綱町

R4年度

●重層的支援体制整備事業(2)

(継続) 飯田市

(新規) 伊那市

●移行準備事業 (10)

(継続) 長野市、駒ヶ根市、下諏訪町、原村、
富士見町、飯綱町

(新規) 岡谷市、小海町、飯島町、中川村

R5年度(実施予定)

●重層的支援体制整備事業

4自治体

●移行準備事業

17自治体

※R4.7 アンケート時点

19

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体 (134自治体)

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		龜山市	岡山県	岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
青森県	音更町	東京都	世田谷区	滋賀県	いなべ市	広島県	呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
岩手県	鯨ヶ沢町		八王子市		伊賀市	山口県	廿日市市
	盛岡市		立川市		御浜町		宇部市
	遠野市	神奈川県	狛江市	大阪府	長浜市	香川県	長門市
	矢巾町		西東京市		守山市		高松市
秋田県	岩泉町		鎌倉市		甲賀市	愛媛県	さぬき市
	能代市	富山県	茅ヶ崎市		野洲市		宇和島市
	大館市		逗子市	兵庫県	高島市	高知県	高知市
山形県	湯沢市	石川県	富山市		米原市		中土佐町
	田村本荘市		氷見市		電土町	福岡県	大牟田市
福島県	山形市	福井県	金沢市		豊中市		久留米市
	福島市		小松市	奈良県	枚方市		八女市
茨城県	須賀川市	山梨県	越前市		高石市	佐賀県	糸島市
	古河市		坂井市		東大阪市		岡垣町
栃木県	東海村	長野県	甲州市		大阪狭山市	熊本県	佐賀市
	栃木市		飯田市	鳥取県	阪南市		大津町
	市貝町	岐阜県	伊那市		太子町	大分県	中津市
群馬県	野木町		岐阜市		姫路市		津久見市
	太田市	静岡県	関市		尼崎市		竹田市
	みどり市		函南町	和歌山県	芦屋市	宮崎県	杵築市
埼玉県	上野村	愛知県	岡崎市		加東市		都城市
	玉村町		春日井市	奈良県	三郷町		日向市
	川越市		豊田市		川上村		三股町
	狭山市		稲沢市	和歌山県	和歌山市	※134自治体	うちR3重層的整備事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体
	草加市		東海市		鳥取市		
	越谷市		大府市		米子市		
	桶川市		知多市	鳥取県	智徳町		
	ふじみ野市		豊明市		北栄町		
	鳩山町		長久手市				
			東浦町				

厚生労働省
資料より
(R4.3時点)

12

20

福祉生活相談センターを中核に据えた重層的支援体制の整備



取組事例（厚生労働省
ホームページより）

事業の目標・目指す地域のすがた

【みんなの絆と“地域の力”で育む心豊かなまち】～地域共生社会の実現～

少子高齢化、人口流出、過疎化が進み、人と人とのつながりが希薄化して地域を支える担い手が減少するなか、
「地域の問題解決に向けて一人ひとりができる役割を担い、
支え合いながら心豊かに暮らしていける伊勢市」を目指す。

【市の概要】

人口 123,449人
世帯数 55,896世帯
高齢化率 32.22%
面積 208.53km²
(令和3年8月末現在)



伊勢市福祉生活相談センター「はなてらすちん」

取組の経過

- 平成29年度から市と社会福祉協議会が協働で「いせライフセーフティネット事業」を実施
→「伊勢市生活サポートセンターあゆみ」を設置し、生活の困りごとに関する相談・支援を実施
- 令和3年度から「重層的支援体制整備事業」に取り組む
→事業の中核となる組織として、健康福祉部内に「福祉生活相談センター」を新設
「多機関協働事業（直営）」や「包括的相談支援事業（一部委託）」等を実施
→社会福祉協議会へ事業の一部（※）を委託
※「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」の一部



飯田市の取組（令和3年度重層的支援体制整備事業）

1 市役所内の体制整備

2 相談対応のフロー

取組事例（厚生労働省
ホームページより）



- 福祉課を再編し、重層的支援係を設置
- 重層的支援係内に「福祉まるごと相談窓口」を設置し、福祉分野全般の相談を受け付け、ケースに応じ対応を検討

- 福祉まるごと相談窓口…どのような相談も断らない、まずは受け止める。
- アセスメント・状況確認・調査…匿名以外の相談は世帯状況の確認
- 対応の見立て（係内ケース検討）…継続対応の要否を判断
- 多機関への照会、情報収集…関係すると思われる部署への照会
- 支援の方向性の検討（庁内外ケース検討）…複数の課を集めてケース検討を実施・専門機関・多機関の役割、支援の方向性の確認
- 支援、対応の実施…定期的な家庭訪問、経過観察、見守り
- ケースの記録、保管…相談内容、情報収集などの情報、多機関との連携情報等の記録

3 相談事例

- 本人、同居・別居家族からの相談
生活苦（まいさばへの相談の手前）、ひきこもり、8050問題、自殺念慮、ご近所トラブル、精神疾患のある方、精神不安定等、給付金、手当支給、各種制度説明、話がしたい（愚痴）
- 本人、家族以外からの相談
認知症、ごみ屋敷、ご近所トラブル、異常行動等

4 後方支援事業について (R4 長野県重層的支援体制整備事業後方支援事業（予定）)

重層的支援体制整備事業の立上げ・運営支援

実施市町村向け会議
実施市町村の訪問
（オンライン含む）
未実施市町村向け
事業説明会
市町村の相談対応
（随時）

相談支援等従事者研修

（各市町村の訪問結果
をもとに検討）

地域課題解決を図る人材の養成

地域福祉コーディネーター総合研修
（6月頃～）

県民・支援関係者等への啓発

地域共生社会推進
フォーラム
（11月）

長野県犯罪被害者等支援条例について

人権・男女共同参画課

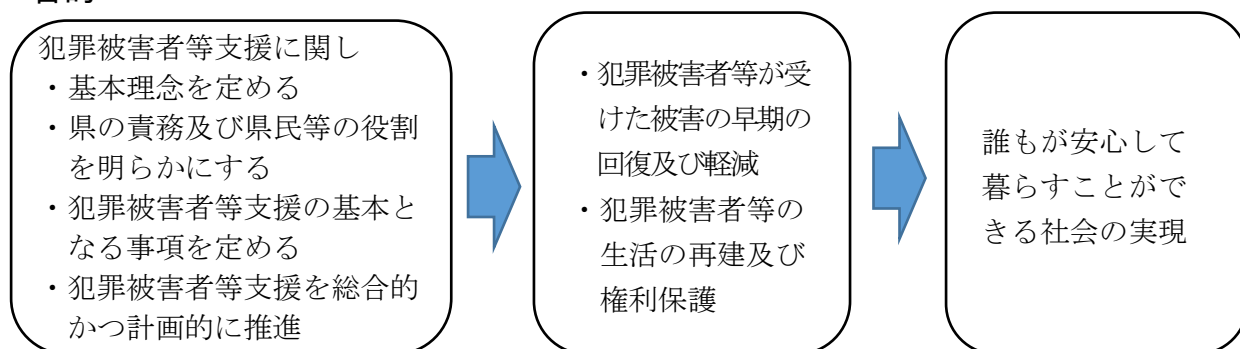
1 制定の趣旨

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法（H17年施行）等に基づき関係機関等と連携しながら取り組んできた。

しかし、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面している。

犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、犯罪被害者等支援条例を制定し率先して取り組むものである。

2 目的



3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行う。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下で行う。

4 責務及び役割

	対 象 者	内 容
責 務	県	・犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・市町村への必要な情報の提供、助言等
役 割	県民	・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止に十分配慮 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	事業者	・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止及び犯罪被害者等である従業員の就労への配慮、必要な支援の実施 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	民間支援団体	・専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力

5 犯罪被害者等支援に関する計画

犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定める。

6 支援推進体制

- (1) 国、市町村、民間支援団体等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する。
- (2) 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生し、直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体等と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整備する。

7 基本的施策

項 目	内 容
相談及び情報の提供等	・ 犯罪被害者等が直面する問題に対する相談対応、必要な情報の提供及び助言 ・ 犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保等
心身に受けた影響からの回復	・ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるために必要な施策 ・ 犯罪被害者等が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮
日常生活の支援	・ 日常生活の支援に関する情報の提供及び助言等
安全の確保	・ 一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言等
居住の安定	・ 県営住宅への入居における特別の配慮及び一時的な利用のための住居の提供等
雇用の安定	・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発等
経済的負担の軽減	・ 給付金の支給 ・ 経済的な助成に関する情報の提供及び助言等
損害賠償に関する情報の提供	・ 犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等
刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供	・ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等
県民の理解の増進	・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性等についての広報、啓発、教育の充実等
学校における教育	・ 学校の設置者等と連携して行う二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育等
民間支援団体に対する支援	・ 犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等
人材の育成	・ 犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施等

8 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

長野県犯罪被害者等支援推進計画の概要

人権・男女共同参画課

<趣旨等>

○犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すもの

<位置付け>

○犯罪被害者等基本法及び長野県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

<計画期間>

○令和4年度～8年度（5年間）

○計画期間内であっても、社会情勢等の変化等により必要に応じて見直しを実施

<被害者が置かれている状況>

被害者が抱える課題等

被害により、心身に様々な不調が現れ、育児・仕事などができなくなることがある。

○心身の不調

○経済的困窮

仕事の継続が困難になり、かつ医療費等の支出がかさみ、経済的困窮に陥ることがある。

○二次被害

犯罪被害者等が置かれる状況などが知られておらず、周囲の者からの心無い言動や誹謗中傷に苦しむことがある。

犯罪者の現状

県内の犯罪件数は、犯罪発生件数、重要犯罪発生件数、交通事故発生件数、死傷者数いずれも直近5年では減り傾向にあるものの、性暴力被害、DV被害等の相談件数は増加傾向にある。

犯罪者の発生状況

重要犯罪の発生状況

性暴力被害の相談件数

条例第3条の基本理念に基づき、4つの基本方針を掲げます



施策体系

施策の柱		主な具体的施策
施策の柱 1 総合的な支援体制の整備	(1) 支援体制の整備（第9条） (2) 民間支援団体に対する支援（第23条） (3) 人材の育成（第24条）	○総合的対応窓口の充実 ・「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置及び専門職の兼務配置 ○支援関係者の連携強化 ・市町村等関係機関連携会議の設置・運営 ・大規模事案等を想定したシミュレーションの実施 ○民間支援団体の支援 ・犯罪被害者支援センター事業に対する助成 ○支援人材の育成 ・キーパーソン研修会の開催
施策の柱 2 相談・情報提供の充実	(1) 相談及び情報の提供等（第12条） (2) 損害賠償請求に関する情報の提供（第19条） (3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供（第20条）	○被害者のお困りごとに応じた、相談機能の充実 ・認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センターによる早期相談対応 ・弁護士会との連携による無料法律相談の実施 ・「被害者支援ノート」の作成 ○各種相談窓口における相談対応 ・DV被害、児童虐待、精神保健、警察相談、性暴力被害相談、交通事故、福祉、就労 等
施策の柱 3 早期回復・生活再建に向けた支援	(1) 心身に受けた影響からの回復（第13条） (2) 日常生活の支援（第14条） (3) 安全の確保（第15条） (4) 居住の安定（第16条） (5) 雇用の安定（第17条） (6) 経済的負担の軽減（第18条）	○心身に受けた影響からの回復 ・カウンセリング費用等の公費支出 ○日常生活支援 ・「まいきほ」による生活困窮者支援 ○安全の確保 ・一時避難場所の確保 ○居住支援 ・県営住宅への優先入居 ・セーフティネット住宅を活用した民間賃貸物件の情報提供 ○雇用の安定 ・事業者理解の促進に向けた企業人権セミナー等の開催 ○経済的負担の軽減 ・見舞金の給付（遺族見舞金：60万円、重傷病見舞金：20万円）
施策の柱 4 県民の理解の増進	(1) 県民の理解の増進（第21条） (2) 学校における教育（第22条）	○県民の理解の増進 ・「犯罪被害者支援週間」に合わせた集中的な広報啓発の実施 ○学校における教育 ・生徒等を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」の開催

全国の市役所・区役所・役場に、
犯罪被害により生じた生活上の
お困りごとなどの相談を
お受けする窓口があります。

犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」

相談窓口では、必要な情報をお伝えしたり、あなたをサポートする関係機関を紹介したりします。
○秘密は守ります。どうぞ安心してご相談ください。

仕事に行けず、生活に困っている

自宅に住めなくなりました...

あなたの街の窓口を検索

総合的対応窓口

検索

総合の対応窓口

令和4年4月1日時点

都道府県	市区町村	部局名	相談対応	電話番号	特記事項
長野県		県民文化部人権・男女共同参画課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-235-7106	
長野県	長野市	地域・市民生活部人権・男女共同参画課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-224-5032	
長野県	松本市	住民自治局人権共生課	月～金 8:30～17:15 (休館日除く)	0263-39-1105	
長野県	上田市	市民まちづくり推進部人権男女共生課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0268-23-5393	
長野県	岡谷市	健康福祉部社会福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0266-23-4811 (内線1254)	
長野県	飯田市	健康福祉部福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-22-4511	
長野県	諏訪市	健康福祉部社会福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0266-52-4141 (内線231)	
長野県	須坂市	須坂市人権交流センター	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-245-0909	
長野県	小諸市	市民生活部人権政策課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-22-1700	
長野県	伊那市	文化スポーツ部文化交流課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-78-4111 (内線2742)	
長野県	駒ヶ根市	総務部総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-83-2111 (内線211)	
長野県	中野市	くらしと文化部人権・男女共同参画課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0269-22-2111 (内線246)	
長野県	大町市	総務部まちづくり交流課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0261-22-0420 (内線830)	
長野県	飯山市	教育委員会教育部人権政策課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0269-67-0743	
長野県	茅野市	健康福祉部地域福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0266-72-2101 (内線303)	
長野県	塩尻市	生涯学習部社会教育スポーツ課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0263-52-0280 (内線3135)	
長野県	佐久市	市民健康部人権同和課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-62-3135	
長野県	千曲市	健康福祉部人権・男女共同参画課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-273-1111 (内線2253)	
長野県	東御市	市民生活部人権同和政策課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0268-64-5902	
長野県	安曇野市	政策部人権共生課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0263-71-2406	
長野県	小海町	町民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-92-2525	
長野県	川上村	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-97-2121	
長野県	南牧村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-96-2211	
長野県	南相木村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-78-1050	
長野県	北相木村	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-77-2111	
長野県	佐久穂町	住民税務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-86-2525	
長野県	軽井沢町	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-45-8540	
長野県	御代田町	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-32-3111	
長野県	立科町	教育委員会社会教育課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0267-88-8416	
長野県	青木村	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0268-49-0111	
長野県	長和町	教育委員会教育課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0268-68-4400	
長野県	下諏訪町	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0266-27-1111 (内線251)	
長野県	富士見町	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0266-62-9322	
長野県	原村	教育委員会生涯学習課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0266-79-7940	
長野県	辰野町	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0266-41-1111	
長野県	箕輪町	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-79-3111 (内線103)	
長野県	飯島町	住民税務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-86-3111 (内線158)	
長野県	南箕輪村	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-72-2104	
長野県	中川村	保健福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-88-3001	
長野県	宮田村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-85-3183	
長野県	松川町	保健福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-36-7022	
長野県	高森町	健康福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-35-9412	
長野県	阿南町	住民税務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0260-22-4052	
長野県	阿智村	民生課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-43-2220	
長野県	平谷村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-48-2211	
長野県	根羽村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-49-2111	
長野県	下條村	福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0260-27-1231	
長野県	売木村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0260-28-2311	
長野県	天龍村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0260-32-2001	
長野県	桑阜村	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0260-26-2111	
長野県	喬木村	保健福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-33-5123	

総合の対応窓口

令和4年4月1日時点

都道府県	市区町村	部局名	相談対応	電話番号	特記事項
長野県	豊丘村	健康福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-35-9060	
長野県	大鹿村	住民税務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0265-39-2001	
長野県	上松町	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0264-52-5550	
長野県	南木曽町	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0264-67-2001	
長野県	木祖村	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0264-36-2001	
長野県	王滝村	福祉健康課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0264-48-3155	
長野県	大桑村	福祉健康課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0264-55-3080	
長野県	木曽町	町民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0264-22-4281	
長野県	麻績村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0263-67-3001	
長野県	生坂村	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0263-69-3111	
長野県	山形村	保健福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0263-97-2100	
長野県	朝日村	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0263-99-4101	
長野県	筑北村	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0263-66-2111	
長野県	池田町	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0261-62-2203	
長野県	松川村	住民課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0261-62-3112	
長野県	白馬村	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0261-72-5000	
長野県	小谷村	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0261-82-2581	
長野県	坂城町	企画政策課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0268-82-6603	
長野県	小布施町	教育委員会生涯学習係	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-214-9111	
長野県	高山村	教育委員会人権推進室	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-214-9762	
長野県	山ノ内町	教育委員会人権政策係	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0269-33-1102	
長野県	木島平村	教育委員会人権推進室	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0269-82-2041	
長野県	野沢温泉村	民生課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0269-85-3112	
長野県	信濃町	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-255-1179	
長野県	小川村	住民福祉課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-269-2323	
長野県	飯綱町	総務課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	026-253-2511	
長野県	栄村	民生課	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)	0269-87-3114	

農村型地域運営組織（農村RMO）の形成



令和4年10月
農村振興局農村政策部
MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

1

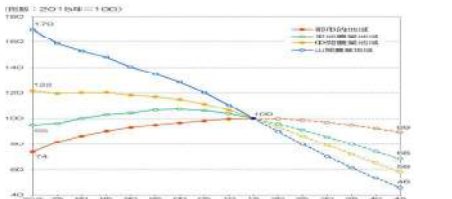
1. 農村RMO形成の必要性

2

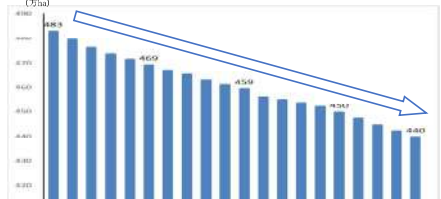
中山間地域の人口減少と農業集落の状況

- 条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下。今後の人口動態を踏まえると、中山間地域での集落活動実施率は更に低下し、食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が生じる恐れ。

【農業地域類型別の人口推移と将来予測】



【耕地面積の推移】



【集落活動の実施率と総戸数の関係】



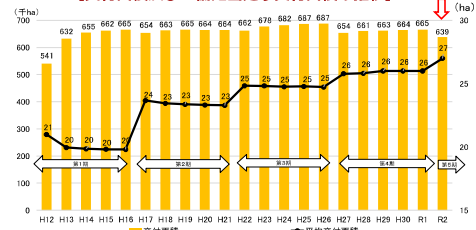
【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



中山間地域等直接支払の現状

- 令和2年度の交付面積は、小規模協定の廃止により前年から約2万6千ha減少。
 - 廃止協定の殆どは10ha未満で、廃止理由は“高齢化・担い手不足”、“リーダー不在”
 - 協定の広域化により1協定あたり交付面積は増加したが、未だ10ha未満の小規模協定も6割存在。
- 今後、小規模集落は更に弱体化 → 地域全体で農地を維持管理する仕組みづくりが必要。

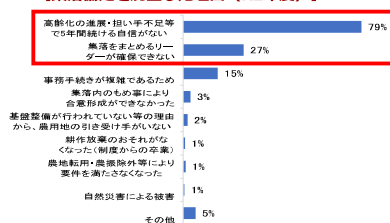
【交付面積及び1協定あたり交付面積の推移】



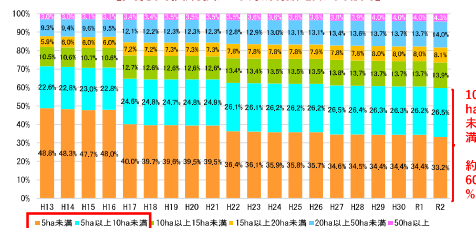
【交付面積規模別集落協定数及び増減内容】

	計	5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上50ha未満	50ha以上100ha未満	100ha以上
R1年度	25,454	8,759	6,670	3,487	2,043	2,049	1,442	683	322
R2年度	23,421	7,785	6,207	3,257	1,897	1,832	1,343	677	323
協定数増減の要因	▲2,033	▲974	▲463	▲230	▲146	▲99	▲6	▲6	▲1
前年度比	92.0%	88.8%	93.1%	93.4%	92.8%	94.3%	92.1%	98.1%	100.3%
廃止協定	▲1,999	▲1,281	▲443	▲153	▲53	▲34	▲22	▲6	▲4
新設協定	543	429	132	68	36	42	23	11	3
統合協定	▲995	▲458	▲177	▲65	▲32	▲17	▲5	▲18	▲12
その他	115	518	25	▲80	▲97	▲107	▲105	▲29	▲10

【集落協定を廃止した理由（R2年度）】



【交付面積規模別の集落協定数の割合】



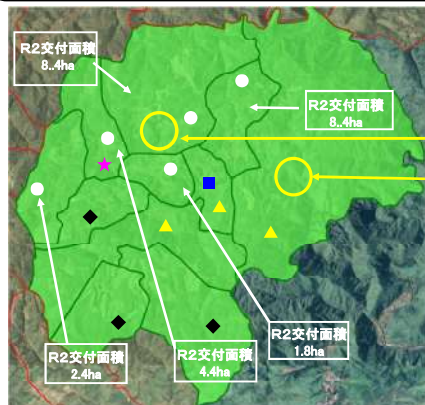
3 22

4

中山間地域の集落と農地の状況

A県B町C地区の例

- B町は、平成16年にJ郡内の4町村が合併し誕生、合併当時の人口は1万2千人、世帯数は4千戸を超えていたが、現在は人口が9千人、世帯数が4千戸で、65歳以上が人口の半分以上を占めるなど、高齢化と人口減少が進行。
- C地区は11集落、117戸・252名で構成、町の南東に位置し、B町の拠点施設（役場や病院等）があるエリアから約12km、車で20分、集落は谷毎に形成。
- 小学校、JA支所や商店等も無くなり、農地の維持が困難になる集落も増えており、集落機能の低下が顕著。



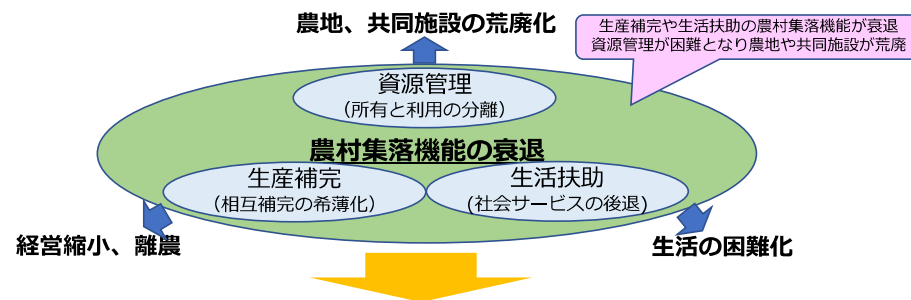
- 注1 ●印は、R2年度も中山間地域等直接支払の協定がある集落（各協定ともに協定のエリアと集落のエリアは一致）
 2 ●印は、過去に中山間地域等直接支払に取り組んでいた集落
 3 ◆印は、これまで中山間直接に取り組んでいない集落
 4 ●印は、旧の小学校があった場所
 5 ★印は、T地区の拠点施設「文化センター」



5

農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、**地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て）など集落維持に必要な機能が弱体化。**
- 農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。



3つの集落機能を補完する地域運営組織（RMO）が必要

地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

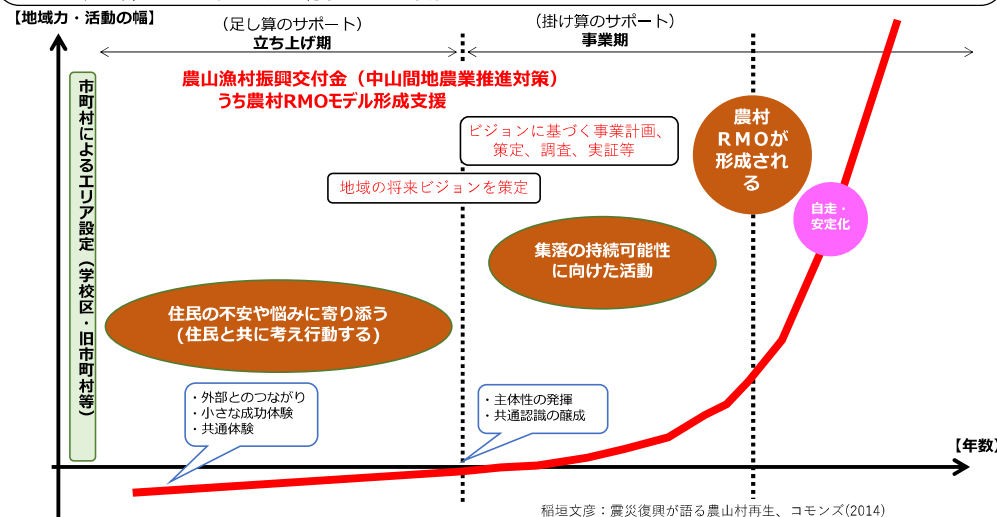
RMO: Region Management Organizationの略

(例) ○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

6

農村RMOの形成過程

- 活動が縮小し地域力が低い時期には、小さな成功体験や共通体験を積み重ね、住民の主体性と共通認識を生み出す、「寄り添い型支援」（足し算のサポート）を行う必要。
 - 継続的な活動が行われ地域力が向上する時期には、住民が作成した将来ビジョンに基づく事業計画策定や実行に対する、「事業導入型支援」（掛け算のサポート）を行うと効果が生まれる。
- ※ 地域力がマイナスの時期にいきなり掛け算のサポートを行っても、かえってマイナスを大きくすることになるため、まずは足し算のサポートを地道に行うことが重要。

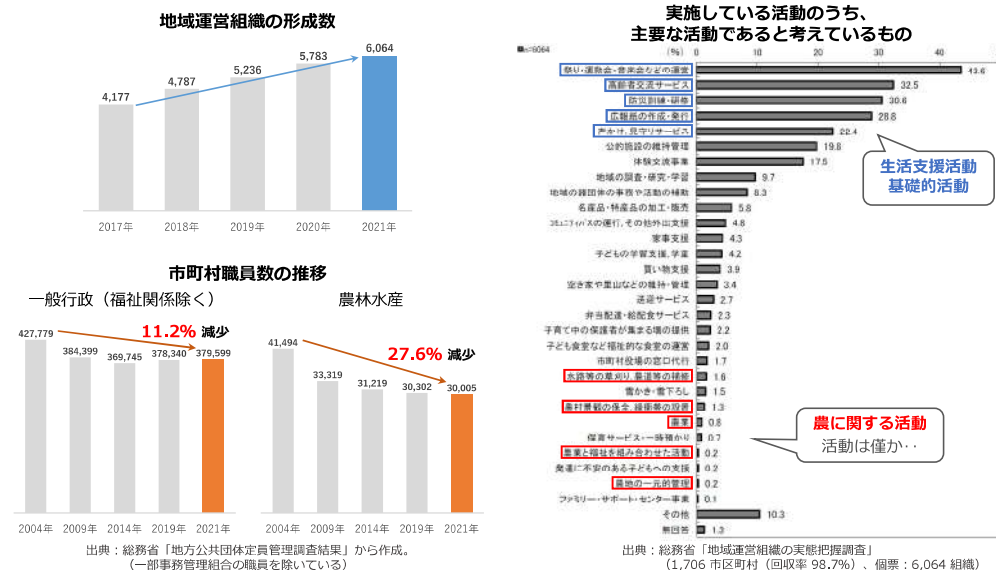


稲垣文彦：震災復興が語る農村再生、commons(2014)

7 23

地域運営組織（RMO）の現状と課題

- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する**地域運営組織（RMO）の形成数は増加**。一方、**農に関する活動は僅か**。
- 市町村の一般行政職員数は、**17年間で11.2%減少**。特に農林水産担当は**27.6%**と減少幅が大きい。



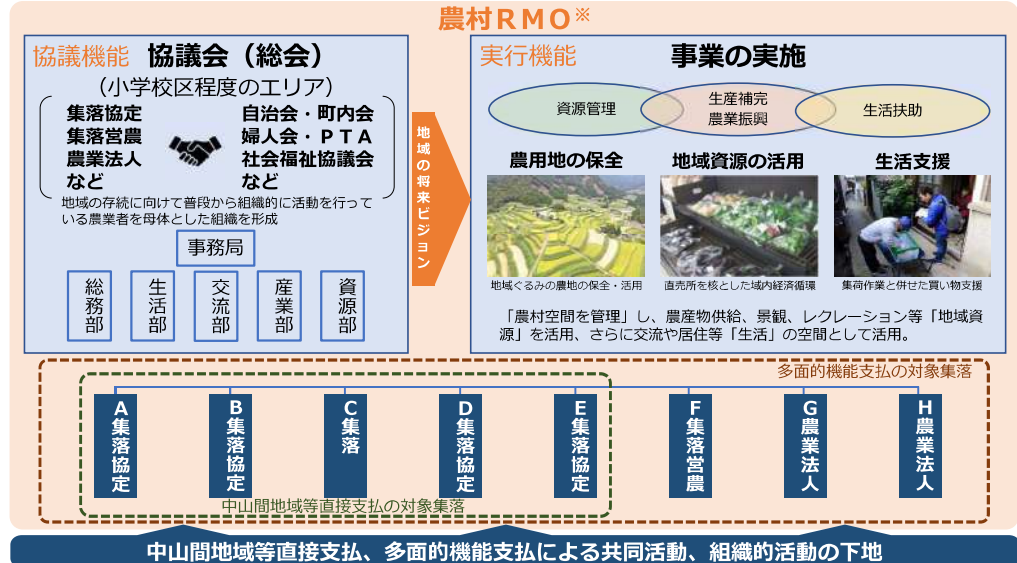
8

2. 農村RMOとは

9

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。



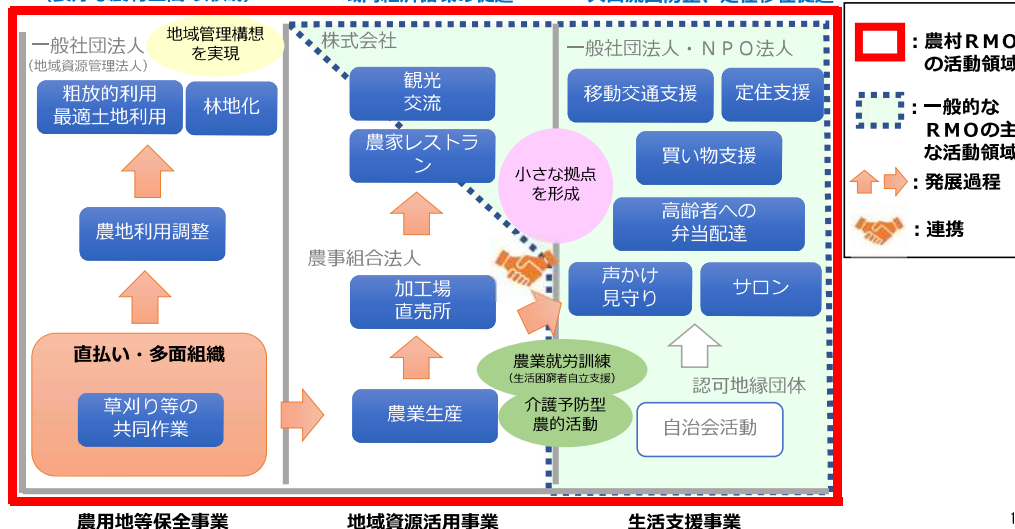
※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

10

農村RMOの事業領域と発展過程

- 農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。

持続的で秩序ある土地利用の推進（良好な農村空間の形成） → 地域の雇用創出、所得向上 域内経済循環の促進 → 地域における生活基盤の維持 人口流出防止、定住移住促進

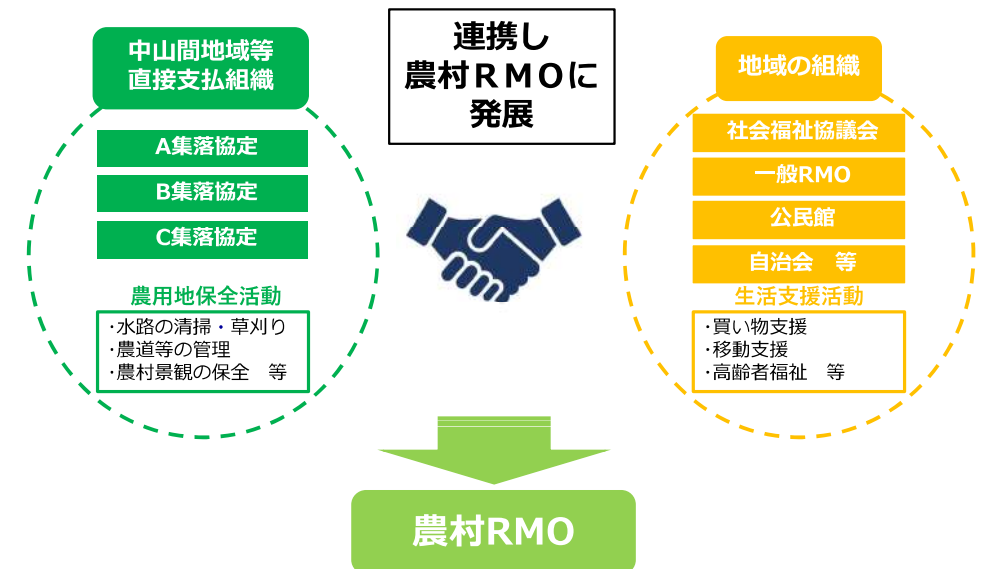


11 24

農村RMO形成のアプローチ

パターン①

中山間地域等直接支払の集落協定が、地域の組織にアプローチすることで農村RMOに発展

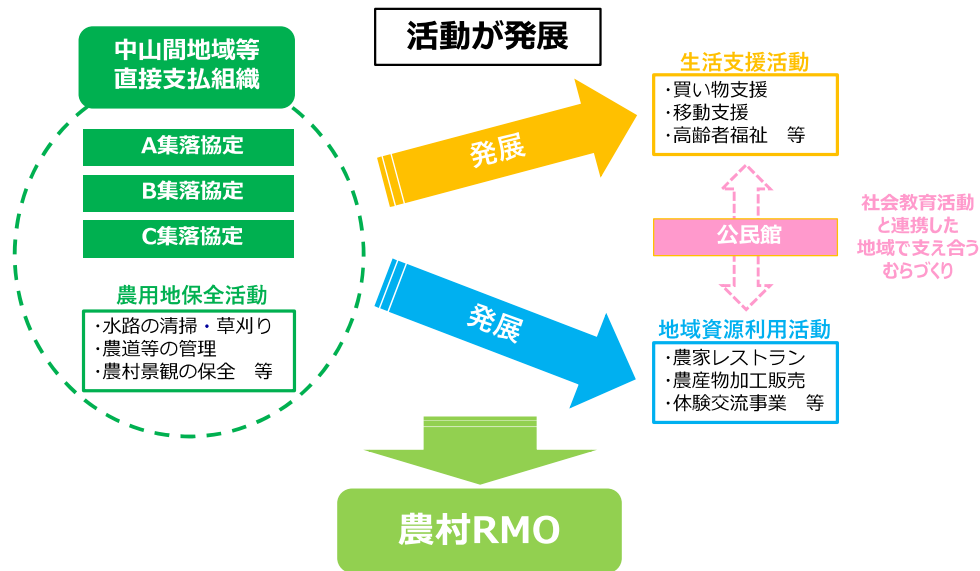


12

農村RMO形成のアプローチ

パターン②

中山間地域等直接支払の集落協定が、活動内容を発展させ、農村RMOに発展

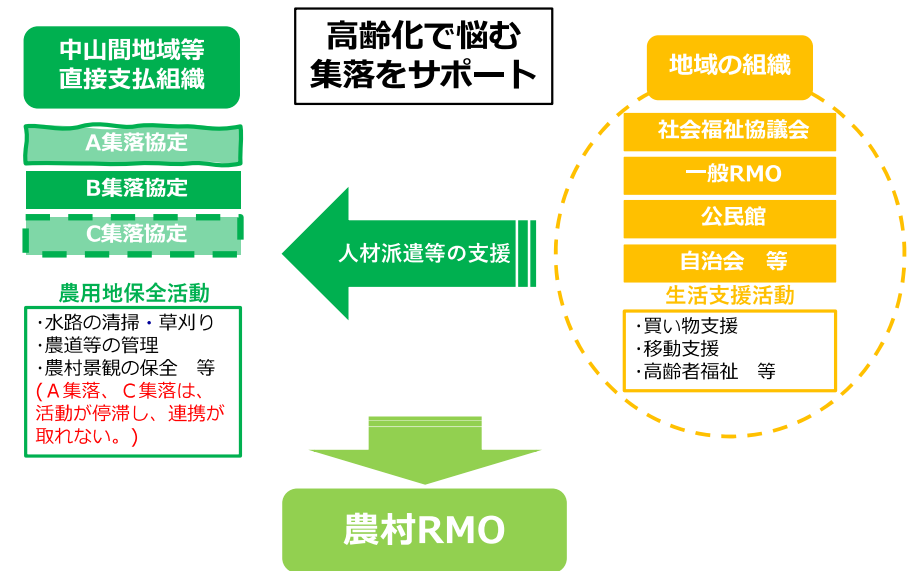


13

農村RMO形成のアプローチ

パターン③

地域の組織が、中山間地域等直接支払の集落協定にアプローチすることで農村RMOに発展



14

農村RMOが地域一体となって行う活動の例

○地域の将来ビジョンの策定

ビジョン

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主体的な参画による、地域の現状把握と将来ビジョンの策定
(取組の例)

- ①農業就業人口等の現状把握、人口の安定化のための目標の検討
- ②ワークショップ（話し合い）を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・福祉・子育て等各団体の関係性を見る化し、地域運営の強み・弱みを整理
- ③農用地保全、地域資源活用、生活支援について、取り組むべき活動と目指す姿＝「将来ビジョン」を策定
- ④市町村等との連携した実施体制のもとでプランを実践



○スモール・ビジネスの起業

しごと

地域資源を活用して、規模は小さくても外貨を獲得するための事業計画を策定して実践
(取組の例)

- ①スモール・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地元企業等でワークショップ（話し合い）を実施
- ②経営戦略や収支に係る事業計画を策定
- ③実施体制を構築の上で実証事業を行い、事業の本格化につなげる



○持続的な土地利用計画の実践

農地

地域ぐるみの話し合いを通じ、林地化や粗放の利用も含めた持続的な土地利用計画を策定して実践
(取組の例)

- ①維持困難な農地について、非農家も含めたワークショップを実施し、林地化、鳥獣被害対策、放牧、景観・蜜源・緑肥作物等の粗放の利用を含めた持続的な土地利用計画を策定
- ②①で策定した計画に基づき、実証活動を実施

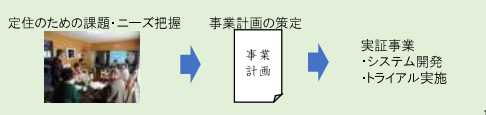


○スマート定住構想の実践

くらし

ICTを最大限活用して、定住条件を強化するための総合的な活動計画を策定して実践
(取組の例)

- ①先進地視察、ワークショップを通じて、定住のための課題・ニーズの把握
- ②買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、ICTを活用したシステム開発など活動計画を策定
- ③協議会等の実施体制を構築し、事業計画に基づく実証活動を実施



15

農用地保全及び地域資源活用と一体的に実施する生活支援活動の例

○高齢者でも栽培管理しやすい作物の導入による農用地保全

高齢者の生き生きとした暮らしのため、農用地保全の機会の提案、高齢者でも栽培・管理しやすい作物の試験栽培を行う。



高齢者が活動する菜園の看板

高齢者の農業活動風景

○バスの活用による高齢農家の農産物出荷

高齢化により出荷困難となった農業者の農産物をバスなどを活用して出荷することを試行し、農産物出荷が可能になり、農業が持続可能になる。



ルートの検討

バスを活用して野菜を出荷

○農産物集出荷と買い物支援との複合

農産物の集出荷と買い物支援の宅配サービスとの組み合わせを実施し、単体では成立しにくい事業について、複合的なサービスを導入。



農産物集出荷と買い物支援との複合

高齢者への買い物支援

○生産・消費のデータ分析により需要に応じた生産への切り替え、子ども食堂・高齢者施設における農産物の販路拡大等

地域内の生産者・消費者の状況を調査し、需要と生産を見える化し、消費者ニーズを分析や生産データを分析することで、高齢者施設や子ども食堂の需要開拓や生産者の生産計画に反映。



POSデータ等の調査・分析

データを踏まえた生産への反映

子ども食堂・高齢者施設での活用等

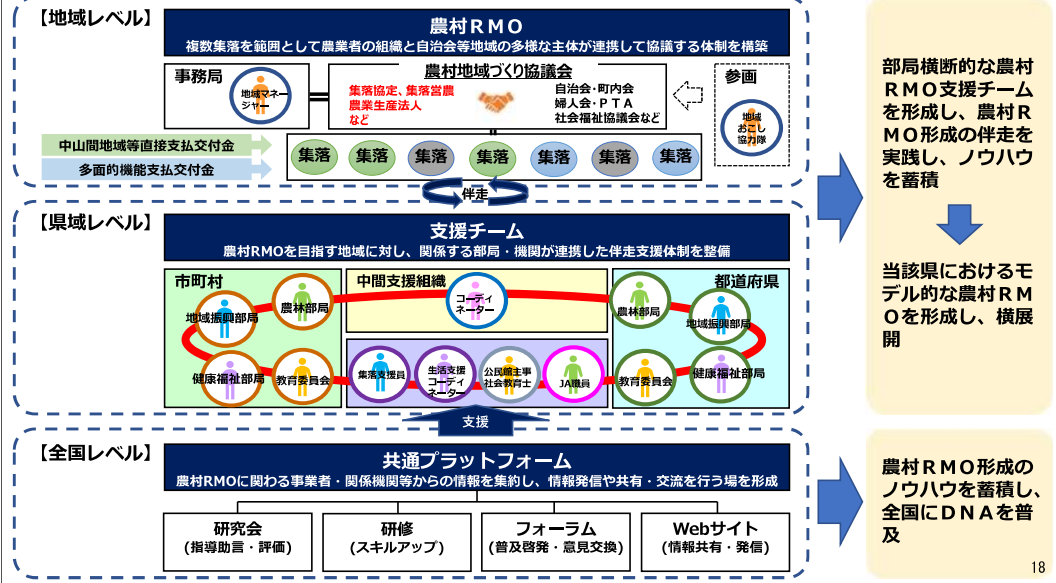
16

3. 支援体制の構築

17

農村RMO形成推進に関する推進体制について

- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。



18

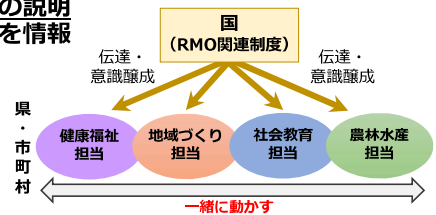
農村RMO形成推進に向けた各府省連携

1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用 ＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
地域活性化伝道師	- 集落支援員 - 地域おこし協力隊 - 地域プロジェクトマネージャー - 地域力創造アドバイザー	- 地域活性化起業人 - 特定地域づくり協同組合 - 過疎地域等集落ネットワーク圏形成推進事業 - 地方交付税	- 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） - 生活支援コーディネーター - 介護保険法に基づく地域支援事業 - 重層的支援体制整備事業	- 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 - 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施する都道府県・市町村の担当部局等への説明 において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進

- 【文部科学省】第115回中央教育審議会生涯学習分科会(R4.2.15)
- 【厚生労働省】重層的支援体制整備事業との連携に関する連名通知(R4.3.1)
- 【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議(R4.3.18)
- 【内閣府】小さな拠点・地域運営組織／関係人口担当者会議(R4.5.10)
- 【厚生労働省】社会保障審議会介護保険部会(R4.5.16)



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

- 【関係府省等】総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、各種団体等
- 【会議の内容】①現場情報の共有、②関連施策の共有
- 【開催実績】第1回(R3.10.21)、第2回(R4.1.20)、農村RMO推進シンポジウム(R4.3.10)
- 第1回農村RMO推進研究会(R4.9.5)



R4.9.5 農村RMO推進研究会

連携を確認している各省担当課【総務省地域自立伝道課（地域振興課、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域包括推進課・地域福祉課、文部科学省生涯学習推進課・地域学習推進課、国土交通省総合計画課・地方振興課、内閣府デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生事務局】

19

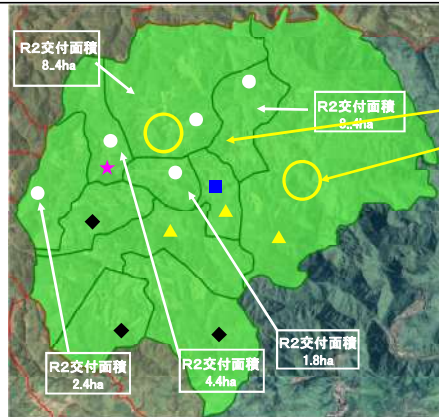
農村RMOに関する各省の施策

	制度	農村RMOとの関わり	
上立ち	農山村振興交付金（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）	● 農村RMOを目指す地域協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の取組を支援 ● 都道府県単位の伴走支援体制構築や全国プラットフォームの整備に対して支援	農水省
下支え	中山間地域等直接支払交付金 多面的機能支払交付金	● 中山間地域等において将来の農業生産活動を維持するための活動を支援 ● 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援	農水省
伴走	地域活性化伝道師 地域力創造アドバイザー	● 地域課題の解決に向けた取組に対して、市町村職員や地域リーダーに指導・助言を行い、地域人材力の強化を支援 ● 地域資源を活用した地場産品発掘・ブランド化・観光振興等の取組を支援	内閣府 総務省
寄り添い	集落支援員 生活支援コーディネーター 公民館主事、社会教育士	● 集落支援員が参画することにより、集落間の調整が円滑化 ● 生活支援サービスについて、計画策定や事業活動をサポート ● 住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供、地域課題の解決など、住民の学びを多様な主体と連携しながら支援	厚生労働省 文科省
メンバー構成	農村プロデューサー養成講座 地域おこし協力隊 地域プロジェクトマネージャー 地域活性化起業人 特定地域づくり事業協同組合	● 地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を育成 ● 地域おこし協力隊が参画することにより、活動が活性化、経済事業を運営する法人へ就職 ● 地域プロジェクトマネージャーが、行政や民間等との橋渡しをしながら、活動等を支援 ● 地域活性化起業人がノウハウや知見を生かし、経済事業等を支援 ● 特定地域づくり事業協同組合からの人材派遣	農水省 総務省
運営	地方交付税措置 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 重層的支援体制整備事業	● 地域運営組織の運営・形成支援のための経費等についての交付税措置 ● 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費についての交付税措置 ● 新たな事業に取り組む場合に活用 ● 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（介護、障害、子ども、生活困窮の各分野）等について、農業関連の取組の受け皿となり実施（例：一般介護予防事業を活用した高齢者の農的活動において、高齢者への農作業の指導や農園の管理等を実施）	厚生労働省
具現化	小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 地域管理構想（国土の管理構想）	● 廃校舎等を活動拠点（地域コミュニティの拠点、交流の場）等として改修する場合に活用 ● 地域管理構想の検討・実行にあたり、地域の核となる主体として参画	国土交通省

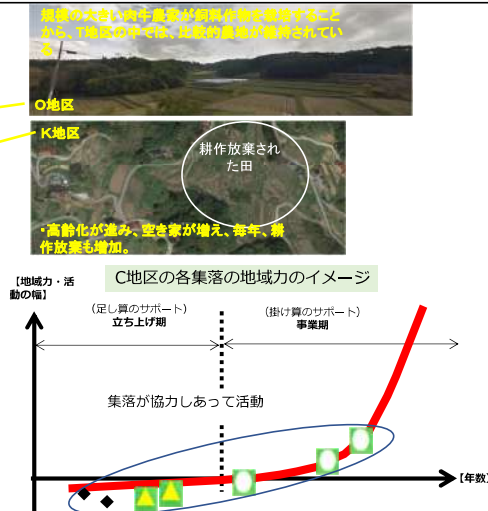
20

4. 農用地保全の在り方と農村RMO

- 中山間地域の集落と農地の状況
- A県B町C地区の例
- C地区は11集落、117戸・252名で構成、小学校、JA支所や商店等も無くなり、農地の維持が困難になる集落も増えており、集落機能の低下が顕著。C地区の11集落のうち、
 - ・ 中山間地域等直接支払（直払）に取り組んでいる集落（協定締結集落）は5集落
 - ・ 過去に直払に取り組んだが、協定が締結できなくなり廃止した集落は3集落
 - ・ これまで直払に取り組んでいない集落は3集落
 - 農地の無秩序な荒廃を防ぐため、農村RMO等が中心となりC地区全体での農地保全の検討が必要。

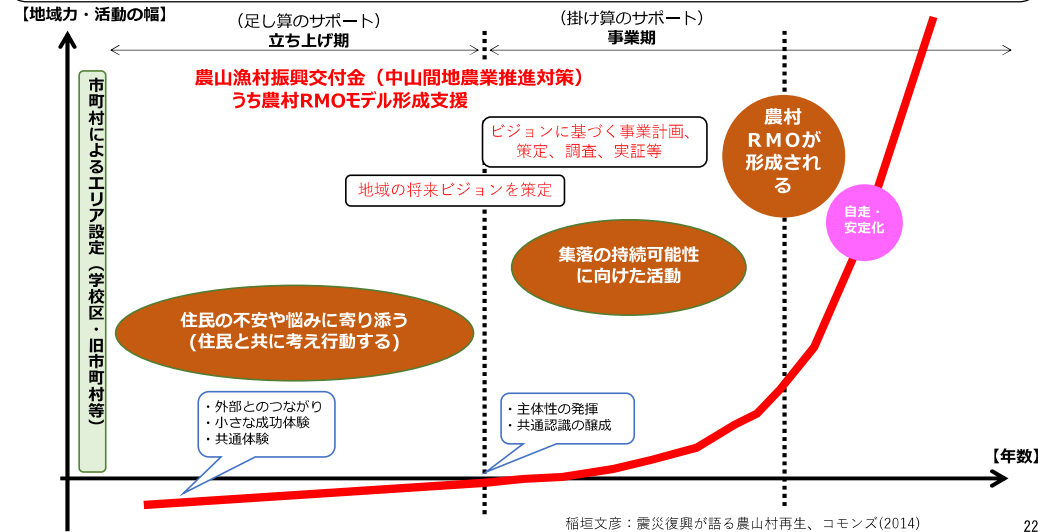


- 注1: 印は、R2年度も中山間地域等直接支払の協定がある集落（各協定ともに協定のエリアと集落のエリアは一致）
- 2: 印は、過去に中山間地域等直接支払に取り組んでいた集落
- 3: 印は、これまで中山間直接に取り組んでいない集落
- 4: 印は、旧の小学校があった場所
- 5: 印は、T地区の拠点施設「T文化センター」



農村RMOの形成過程

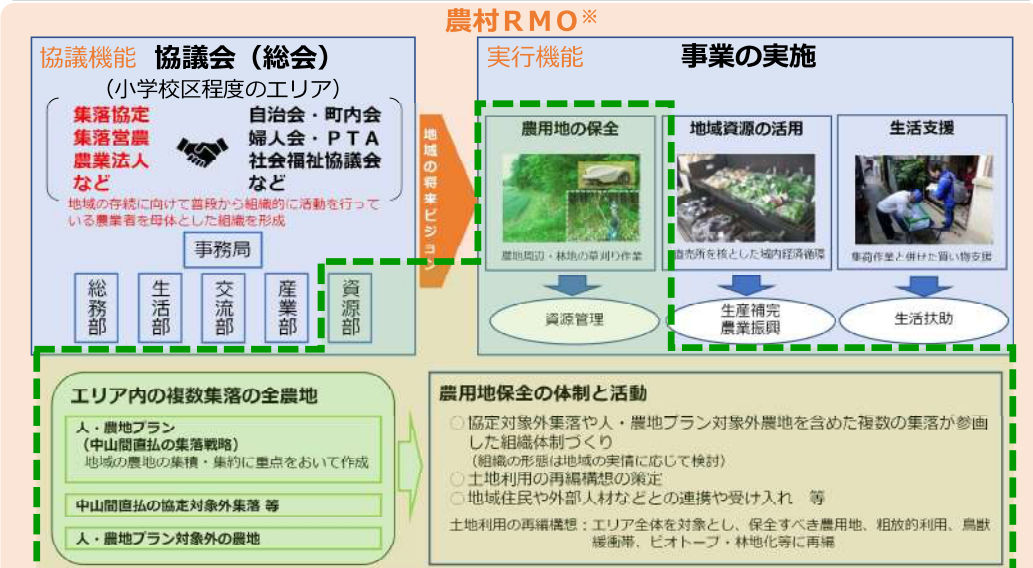
- 活動が縮小し地域力が低い時期には、小さな成功体験や共通体験を積み重ね、住民の主体性と共通認識を生み出す、「寄り添い型支援」（足し算のサポート）を行う必要。
 - 継続的な活動が行われ地域力が向上する時期には、住民が作成した将来ビジョンに基づく事業計画策定や実行に対する、「事業導入型支援」（掛け算のサポート）を行うと効果が生まれる。
- ※ 地域力がマイナスの時期にいきなり掛け算のサポートを行っても、かえってマイナスを大きくすることになるため、まずは足し算のサポートを地道に行うことが重要。



稲垣文彦：震災復興が語る農山村再生、コモンズ(2014)

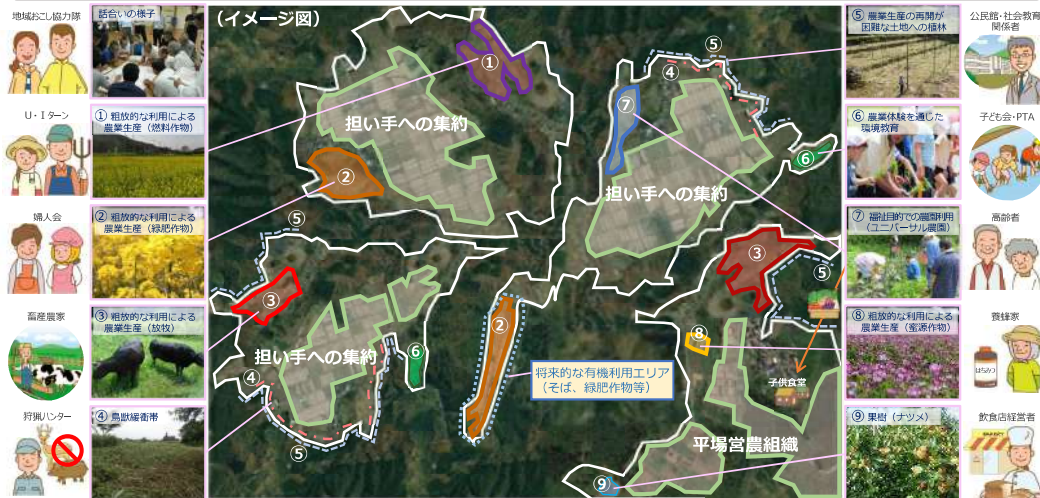
農村RMOにおける農用地保全の体制

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織が地域住民や外部人材と協力・連携し、保全すべき農地と保全することが困難な農地は粗放的な利用、鳥獣緩衝帯、ビオトープ・林地化等に再編。また、新規就農者や福祉利用などの農地も確保。



複数集落を対象とした持続的な土地利用（再編）のイメージ

- 人口減少や高齢化が急速に進行する中山間地域においては、近年、更に人口減少が進行し、集落コミュニティの脆弱化が懸念されるとともに、様々な政策努力を払ってもなお農地としての維持が困難な土地が増大
- このため、地域の話し合いを通じて、守るべき農地を明確化し、従来の手法では維持困難な農地については、農村RMOが受け皿となって、地域内外の新たな人材等呼び込みながら、放牧、蜜源作物、緑肥作物等、省力作物による粗放的利用等により農用地を保全



担い手への集積・集約化が困難な農地について、農村RMOを中心に農用地保全に向けた土地利用を検討

25

農山漁村活性化法の改正による土地利用調整の円滑化

- 農山漁村活性化法の改正により、農村型地域運営組織（農村RMO）が実施する農用地保全事業や農山漁村発イノベーション等の取組が円滑化

活性化法によるメリット

① 農村RMOを含む地域の多様な関係者が連携して農用地保全事業に取り組もうとする場合において、地方自治体に対し、活性化計画の策定を提案できる仕組みを拡充

② 事業実施時の農地転用許可手続等の迅速化を措置することで、行政手続の負担軽減を図る

③ 農用地の権利調整等を円滑化する仕組みを拡充し、農用地保全事業の実施の場合にも適用

④ 日本型直接支払等による支援も受けつつ、農用地保全事業の推進が図られるよう、多面法に基づく事業計画認定申請の手続の簡略化

① 持続的な土地利用の提案

③ 農用地の権利調整等の円滑化 ② 農地転用許可手続等の迅速化



④ 多面法(※)に基づく事業計画認定申請の手続の簡略化

中山間地域等直接支払の実施

(※) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

25

農村RMOによる有機農業への新規参入者の受入方法 (土地利用調整、荒廃農地等の再生、農地の粗放的利用)

- 地区内農地の保全のため、農村RMO等が耕作放棄地を含めた土地利用計画を策定。
- 土地利用計画に沿って、農村RMOが行う農用地保全事業（草刈サポーター等が従事）にて除草等の農地保全業務をサポートし、手間をかけず、かつ化学肥料・化学合成農薬不使用で農地を維持。
- 転換期間終了後に、有機栽培が可能な農地を有機農家に提供可能。
- また、粗放的利用における緑肥作物の播種や草刈等の作業においてマンパワー不足を補い効率的な作業を実施するためドローンや自動草刈り機等のスマート農機を導入。



農村RMOの育成・農林地の保全・農業振興

5. 持続的な土地利用に向けた事業と制度

28

地域で話し合い、ゾーニングを行う

- ① 農地として利用するなら、「担い手への集積・集約」「個人・地域での管理」
- ② 力を入れず使うなら、「粗放的利用」、「低密度な植林による緩衝帯」
- ③ 再生利用が困難なら、「非農地化」



29

農地等の有効利用や粗放的利用に向けた簡易な整備



最適土地利用対策

地域ぐるみの話し合いを通じ、最適土地利用計画等を策定し、荒廃農地やその他のある農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援

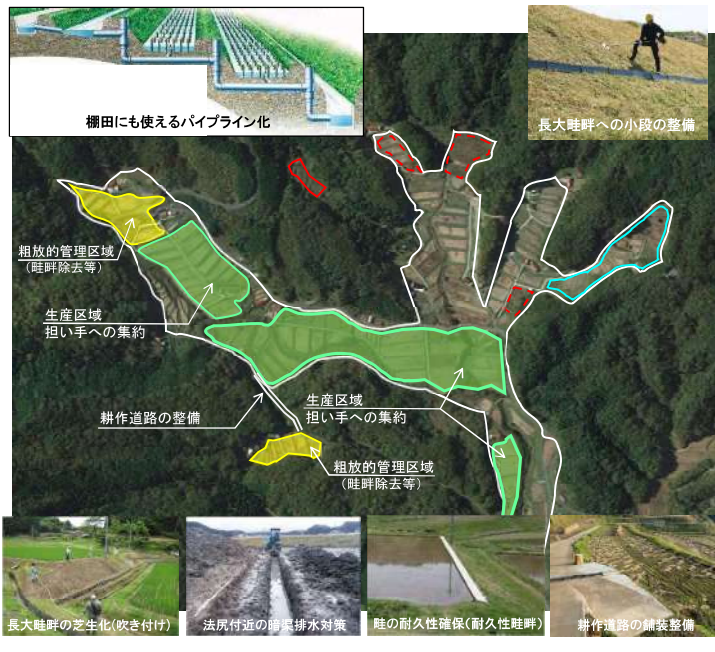
1. 農地等活用推進事業
 - ・簡易な整備
 - ・農業用ハウス、簡易トイレ等の整備

2. 低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）
 - ・刈払い、電気牧柵等の条件整備
 - ・蜜源作物、緑肥作物等の種苗費
 - ・省力化機械の購入費
 - ・粗放的利用のための実証
 - ・計画的な植林

- ＜事業要件＞
- ・計画等を事業開始年度に策定
 - ・5年間耕作又は粗放的利用
 - ・市町村、農地所有者、農業者、地域住民が構成員として必須
 - ・実施期間：原則2年以上5年以内
- 農地等活用推進事業
- 実施面積：20ha(中山間10ha)以上
整備面積：1ha以上
- 低コスト土地利用支援事業
- 実施面積：10ha(中山間5ha)以上
整備面積：0.5ha以上
- ＜事業実施主体＞
- 市町村、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、農地中間管理機構
- ＜補助率＞
- 定額補助、1/2、5.5/10

30

農地を貸しやすくし、地域の特色を活かした営農をするための整備



中山間地域農業農村総合整備事業

地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施。

- ＜事業要件＞（主要なもの）
- ・中山間地域 農業生産基盤の整備を2工種以上、受益面積の計10ha以上
 - ・受益者数2名以上
 - ・所得確保のための取組と生産基盤の保全・再編利用の取組を行うこと
- ＜事業実施主体＞
- 都道府県、市町村等
- ＜補助率＞ ※県営事業、内地、生産区域
国 55%、県32%、市町村11%、農家2%

農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善や、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組等を支援。

- ＜事業要件＞（主要なもの）
- ・農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域
 - ・総事業費200万円以上
 - ・農業者数2者以上等
- ＜事業実施主体＞
- 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人
- ＜補助率＞ ※県営事業、内地、6法指定地域
国 55%、県27.5%、市町村10%、農家等7.5%
- ※注：農地耕作条件改善事業の要件はR3年度時点

29

鳥獣被害の防止のため取組等を総合的に支援



鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、被害防止計画に基づき実施する鳥獣の捕獲（「有害捕獲」）、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生態環境管理等の被害防止に係る取組を総合的に支援。

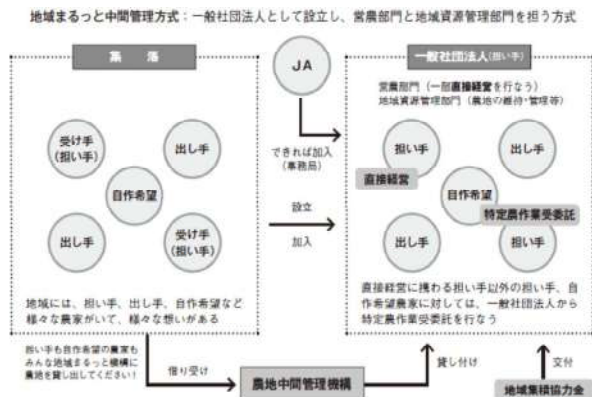
- 1 推進事業
 - (1) 被害防止活動推進
 - 推進体制の整備、有害捕獲、被害防除、生態環境管理 など
- 2 整備事業
 - (1) 鳥獣被害防止施設
 - (2) 処理加工施設
 - (3) 捕獲技術高度化施設

- ＜事業要件＞（主要なもの）
- ・被害防止計画の作成
 - ・有害捕獲、被害防除及び生態環境管理のうち複数の取組が行われること
 - ・整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること
- ※侵入防止柵を整備する場合は、捕獲機材を一時的に整備するものとする。

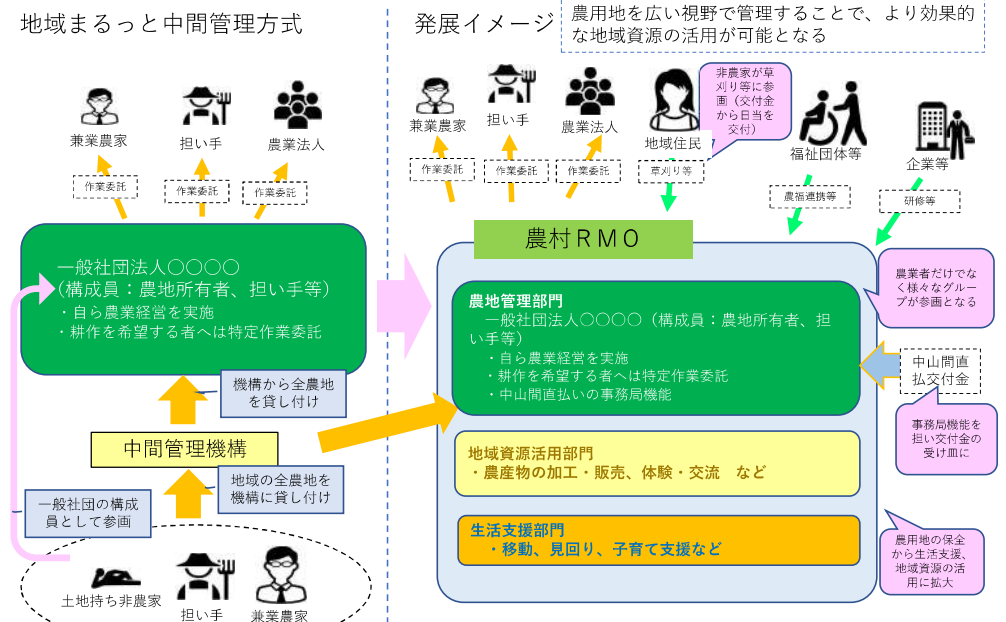
- ＜事業実施主体＞
- 1 推進事業：地域協議会
 - 2 整備事業：地域協議会 又は その構成員
- ＜補助率＞
- 推進事業：定額、1/2以内
整備事業：定額、2/3、5.5/10、1/2以内

32

- 遊休農地など条件の悪い農地や、自作希望農家も含めて集落全体で農地を管理する方法として、「地域まるっと中間管理方式」も一つの選択肢。
- ⇒①地域で一般社団法人を設立するとともに、地域まるごと法人に加入
- ②地域まるごと農地中間管理機構に貸し出すとともに、機構が借り受けた農地すべてを法人に貸付
- ③農地管理は法人による直接経営も、自作希望の農家に対して特定農作業受委託による方法も可能
- (※直接経営も特定農作業受委託もできない農地ができた場合は、草刈り等の日当を法人が会員に支払って管理)

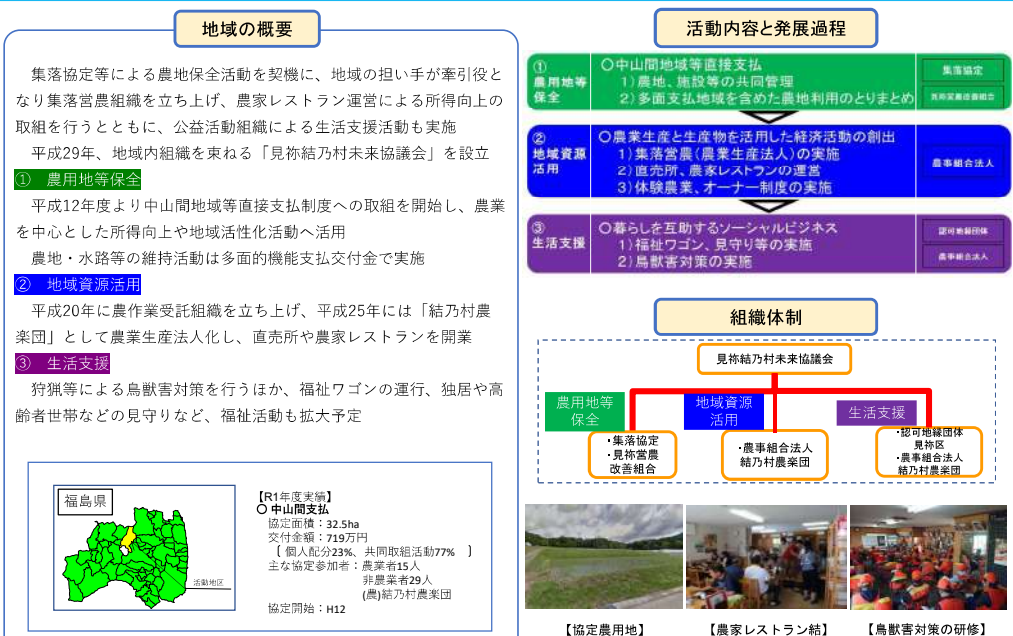


可知祐一郎「季刊地域」2019年5月 p110～



6. 農村RMO等の事例

農村型地域運営組織の事例（福島県猪苗代町見柵地区）



過疎化が進行し、将来の農業継続等に危機感を抱き農村RMOを設立（石川県七尾市鉦打地区）

地域の概要

過疎化が進行し、将来の農業継続等に危機感を抱き、町会長や生産組合長等の有志らが集まり、地域づくりに関する様々な協議をする場として、S56年（1981）「鉦打むらづくり推進会議」を設立し、基礎的な集落環境を整備。

H4年（1992）商工会などを新たなメンバーに加え、「鉦打ふるさとづくり協議会」に改組して、住民みんなで考え実践するふるさとづくりをスタートし、**地域資源の発掘と祭りの復活を通じた地域の結束を実現**。

H20年（2008）以降、金沢大学等と連携するほか、インターンシップを積極的に受け入れ、いわば「ヨソモノ」の視点と知恵を借り、埋もれていた地域資源を活用し、むらづくりのノウハウに一層磨きをかける。

① 農用地等保全

簡易な圃場整備やミニライスセンターの建設。また、荒廃した棚田をふるさと農園として整備してオーナーを募集。さらに、H12年（2000）より中山間地域等直接支払制度を開始。

② 地域資源活用

湧き水を核とした地域おこしや祭りを復活。また、金沢大学等の参加の下、夏祭りや秋祭り体験や福刈などの農作業体験からなるツーリズム事業を実施。

③ 生活支援

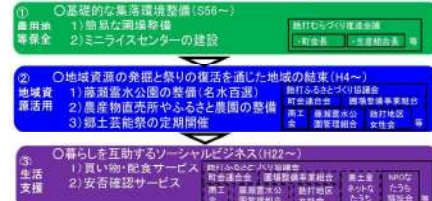
H22年（2010）「NPO法人ななうち福祉会」を設立し、病院等への送迎、買物代行、安否確認サービス等の高齢者福祉対策を実施。



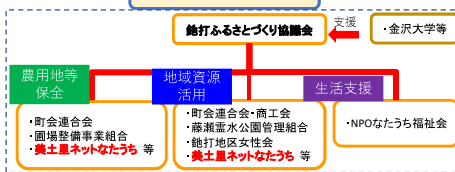
【R2年度実績】

○中山間支払
協定面積：143.4ha
交付金額：2,187万円
個人配分28%、共同取組活動72%
〔主な協定参加者：農業者19人、非農業者182人、農地所有資格者2人〕
協定開始：平成12年度

活動内容と発展過程



農村RMOの組織体制



棚田地域振興法

- 指定棚田地域の指定：R2.5.20
- 指定棚田地域活動計画の認定：R2.7.15
- 活動組織：美土里ネットななうち振興協議会



37

農村型地域運営組織の事例（高知県梼原町松原地区）

地域の概要

梼原町では明治の旧村を6つの区として自主防災や健康づくりなどの基礎的な自治活動を実施。これをベースに平成20年頃から、集落活動センターを順次設置。また、平成17年度からは、中山間直接支払を6区6協定に広域化。

その1つ、「松原区」の集落活動センターでは、住民による運送サービス等の生活支援、中山間直接支払の集落協定等による農用地管理活動、加工販売施設を活用した経済活動を展開

① 生活支援 ② 農用地等保全

地域からガソリンスタンドが消える危機感をきっかけに、中山間地域等直接支払の活用も視野に検討を行い、平成23年にNPO法人「絆」を設立し、地域交通や配食サービスをあわせて実施

平成24年には住民出資で「(株)まつばら」を設立し、ガソリンスタンド運営を継承

③ 地域資源活用

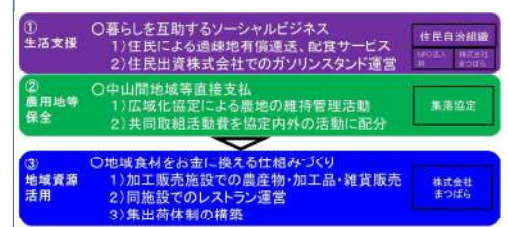
(株)まつばらは、給油事業に始まり、地域食材販売、農林業資材集出荷等の複合経営に発展し、平成26年には加工販売施設「あいの里」を設立し、特産品づくりやレストラン運営を展開



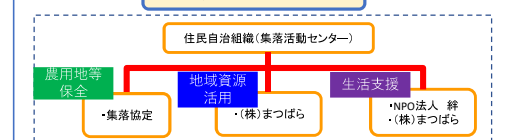
【R2年度実績】

○中山間支払（松原集落協定）
協定面積：12.6ha
交付金額：224万円
〔個人配分60%、共同取組活動40%〕
主な協定参加者：農業者31人、非農業者0人
協定開始：H12

活動内容と発展過程



農村組織体制



38

農林地保等全活動から農村RMOに発展（三重県多気町勢和地区）

地域の概要

○地域保全への意識喚起のイベントを契機に、地域の活動が活発化し、地域協議会を設立。農地維持活動、施設の補修などの農林地保全に加え、6次産業化の推進などの地域資源活用なども行う。

○近年は地域生活の課題解決を行うため、協議会が中心となり、まちづくり事業を行う法人を設立。生活支援として、防犯パトロールや独居老人の見守りなど「農村福祉」にも取り組む。

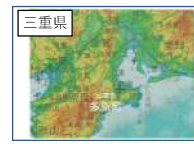
① 農用地等保全 ② 地域資源活用

立梅用水土地改良区が農地・農業用施設を管理していたが、平成19年に協議会を設立して以降、地域住民とともに地域資源の保全・活用を開始。平成26年度から多面的機能支払交付金を実施し、多面的機能や地域資源の向上に取り組む。

平成20年度には、集落営農組織「元丈の里営農組合」を設立し、集落営農や新たな特産品づくりに取り組む、和クッキーや漬け物などの商品開発、地域資源を活用した田舎型体験イベントも実施している。また、協議会設立前から地域で行っていた農家レストランを継続している。

③ 生活支援

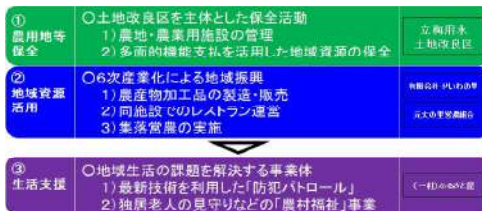
平成28年には、協議会が中心となり、地域生活の課題を解決するために地域資源を活用した町づくり事業を実施する「（一社）ふるさと屋」を設立し、超小型モビリティを用いた「防犯パトロール」や独居老人の見守りなどの「農村福祉」事業にも取り組んでいる。



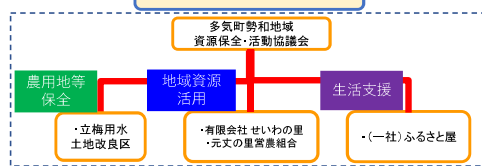
【R3年度実績】

○多面的機能支払
協定面積：687ha
交付金額：約2300万円
協定開始：H19

活動内容と発展過程



農村RMOの組織体制



39 31

7. 福祉との連携

40

一般介護予防事業の活用した高齢者の農的活動事例の充実（厚生労働省）

- 地域介護予防活動支援事業では、65才以上の高齢者の介護予防活動を支援しており、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的とした農的活動への支援が可能。
- 高齢者の農的活動において、農作業の指導、農園の管理等を農村RMOが受け皿となって実施・調整することが期待できる。

◆ 農的活動の事例（高知県香美市）

介護予防型農的活動

社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」
～厚生労働省 一般介護予防事業の活用～

- ・ 2013 年より介護予防対策として男性も参加しやすいメニューとして農的活動を実施。
- ・ 市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画（1区画5×6m）に分け、農業経験のない定年退職者が、通年で栽培。（28人（うち男性12人）が登録し、60 歳代、70 歳代、80 歳代が参加）
- ・ 地域の農家が月 2 回指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ 4 人が、交代で対応や菜園管理を実施。
- ・ 月曜～土曜 8：30 ～ 17：00の間は、自由に出入りができ、生産や収穫をすることが可能（ただし農産物販売は禁止）。
- ・ 一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターから二つや引きこもり者 5 名ほどが参加。また参加者の一部が独立し、農業生産と販売を開始。



効果

- 福祉側 介護予防/交流機会創出/
新たな人間関係創出/
コミュニケーションが活発化
- 農業側 農地保全/新たな担い手創出

ポイント

- 総合事業の一般介護予防事業・地域介護予防活動支援事業で実施
- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる

41

生活困窮者等の就農訓練（厚生労働省）

- 都市側の失業者や生活困窮者などの就農訓練を農村RMOが受け皿となって実施・調整することが期待できる。
- 大阪府豊中市では、府の交付金を活用し、高知県土佐町等の農業法人の協力を得て、参加者の事前研修・現地支援などの業務を大阪市の株式会社F P I（農業塾等を運営する会社）等に委託し、農業法人において研修を行っている。
- 参加者の中には、フリーター・求職者のほか、ニート・引きこもりなどがある。

◆ 農業就労訓練の事例（大阪府豊中市と高知県土佐町との連携）

農業就労訓練

未来創造企業 株式会社FPI
（大阪府豊中市からの委託を受け就労支援）

JA土佐れいほく出資の農業法人
株式会社れいほく未来
（3週間の農業体験研修を実施）



野菜種子播種作業研修



水稲育苗作業研修

経緯

- 土佐町の第3セクターとして設置した産直販売店が大阪府豊中市にあり、同市と同町が交流。
- 若者就労支援と田舎暮らしでの農業体験研修生の受け入れ機関として協力。

取組内容

- 土佐町の農業インターンシップ事業の連携事業体として、農作業体験受入、長期の農業研修の指導。
- 同町の農業体験イベントでは、田植えの体験や農作業の指導、循環型と環境保全型農業の農産物をPRし販売。
- 「土佐あかうし」の飼養、飼料用作物の生産、農作業受託、中山間地域等直接支払制度の農業者サポート。

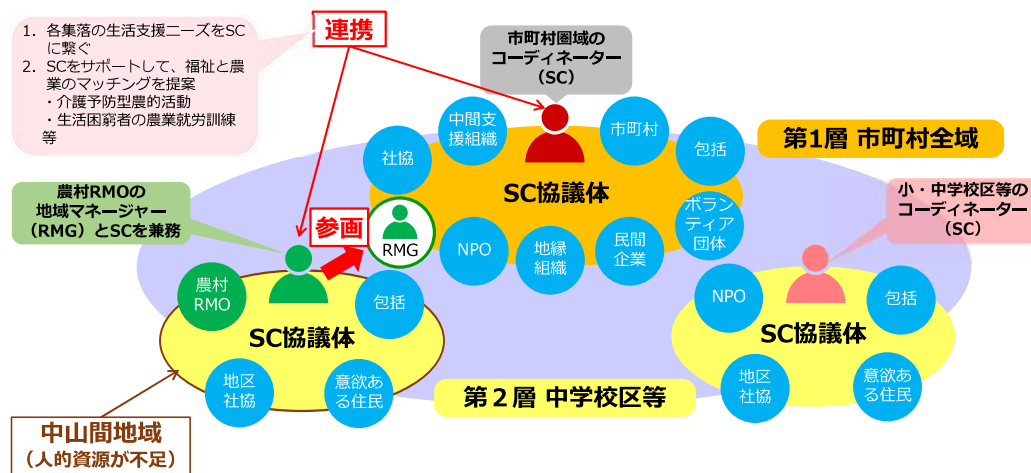
効果

- 移住者は、農業インターンシップ事業から5名、農業体験イベントから2名。
- 農業研修を現在受けている方のうち4名が自社で雇用就農を希望。
- 参加者には、複数回同町に訪れる方もおり、農業及び地域振興に寄与。

42

生活支援コーディネーター（SC）との連携、SC協議体への参画（厚生労働省）

- 中山間地域において、複数集落を補完する農村RMOの地域マネージャー（RMG）が、市町村圏域のSCと連携やSC協議体に参画することで、中山間地域の生活支援ニーズ等を把握し、福祉と農業のマッチングも含めたきめ細かなサービスを提供。
- 特に人的資源が不足する地域では、生活支援コーディネーター養成研修の受講やSC協議体への参画等により、農村RMOの地域マネージャーを地域の中核的な人材として積極的に育成することも有効ではないか。



43 32

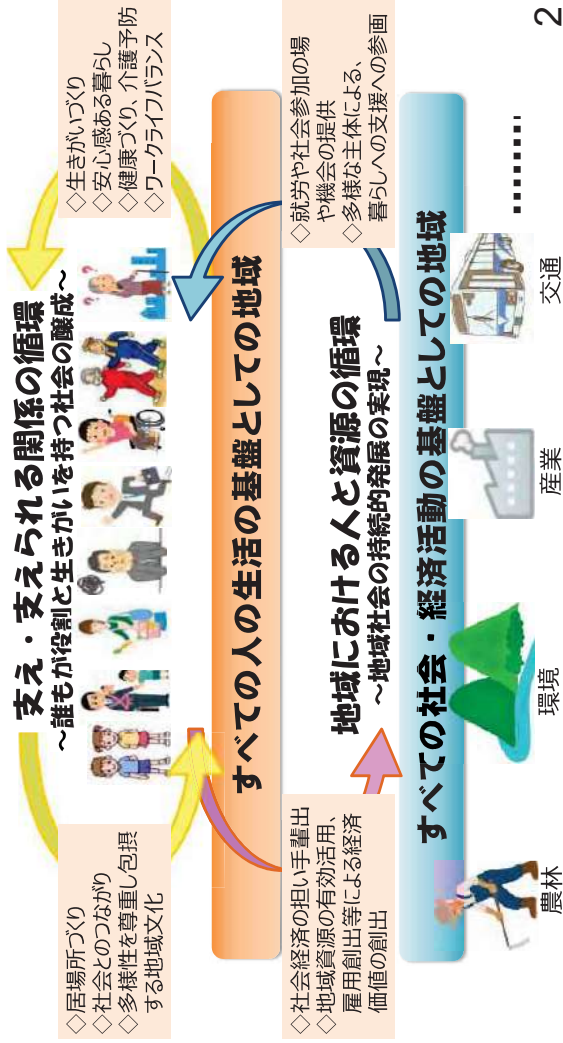
重層的支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業における 農業分野との連携について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域共生社会とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』『支え手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会**



日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保険は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立・ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個性性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

＜共同体機能の脆弱化＞

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
- 血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基盤となってきた「共同体」の機能の脆弱化

- ◆一方、地域の実践では、多様なつながりがりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

＜人口減による担い手の不足＞

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

- ◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える
新たなアプローチが求められている。

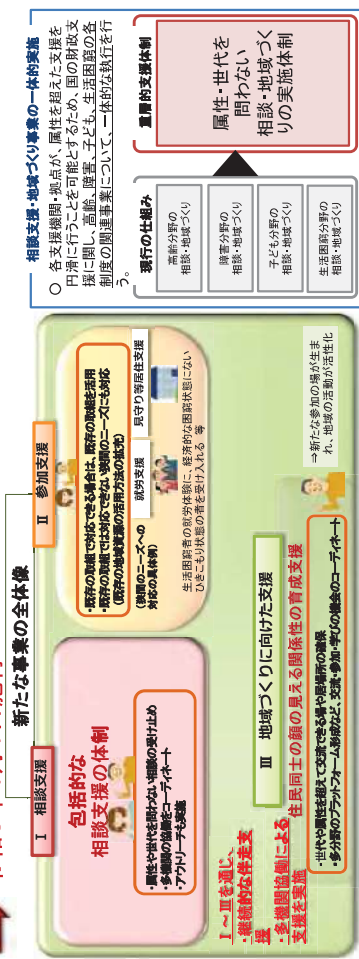
重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。
（※）一つの地区に複数の課題が重なって発生している状態（例：高齢者の孤立、生活困窮、障害者の孤立など）
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や複合的なニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外利用を避けるための経費控分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4））の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくり**に向けた**支援を一元的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一元的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

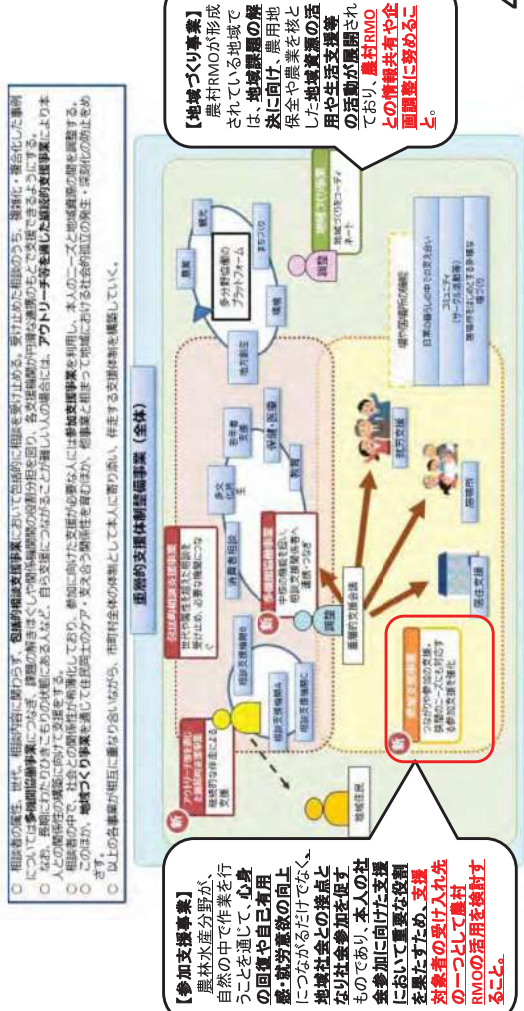
令和3年4月1日施行



重層的支援体制整備事業と農村RMOとの連携について

- 3/1に重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携に係る通知を自治体福祉部局・農水部局宛てに発出。
- 同通知において、
 - ・「参加支援事業」や「地域づくり事業」を推進する上での農林RMOとの連携・活用の検討や、自治体内における福祉部局と農水部局との連携等について呼びかけている。

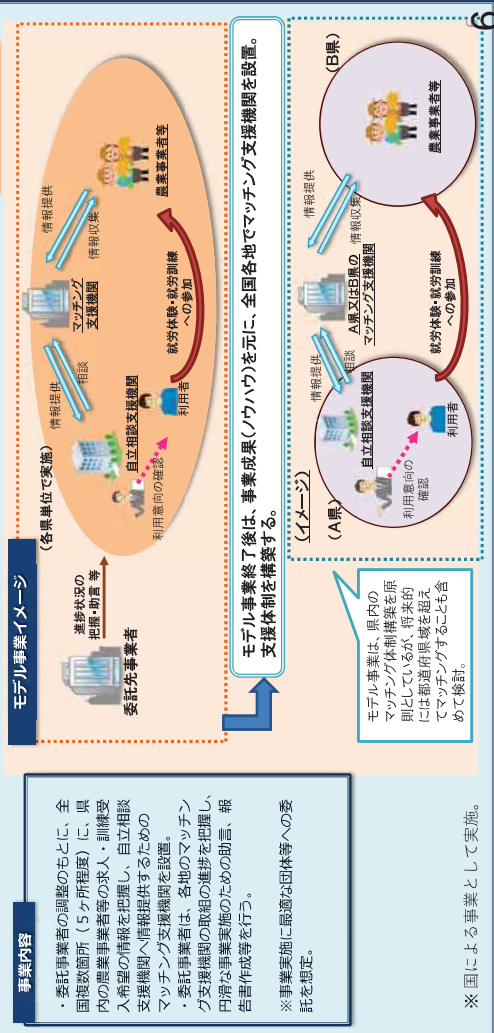
重層的支援体制整備事業について(イメーシ)



農業分野等との連携強化モデル事業の実施（令和2年度～4年度）

農業分限等との連携強化(農業分限等との連携強化)

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国模範箇所でもモデル的に実施する。



生活困窮者に対する就労支援について

	就労に向けた困難度（支援対象者）	高
職業紹介で 就労が可能なる者	就労に向け一定の 支援が必要な者	就労に向け準備が必要なる者・ 一定の継続的・柔軟な働き方が必要な者
自立意思 決定可能な者	自立相談支援事業において、適切な就労支援施策へ繋ぐ （アセスメントに基づき、就労支援を含むプランを作成）	
一般就労や自営業主 として働くことへの意欲が強い者	就労支援に必要となる者 （就労に向けて一定の準備が必要な者への日本生活習慣の改善等の支援）	就労準備 496件→ 542 （認定就労訓練） 1,880→ 1,959 （事業所）
就労支援に 応じた支援を要する者	自立相談支援事業における就労支援 （就労支援員による相談・助言、個別の求人開拓やハローワークへの同行等の支援）	32,181件→ 56,431件
ハローワーク に必要とされる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 （ハローワークと福祉事務所に連携したチーム支援）	13,850件 (71.5%)→ 19,384件→ 29,688件 (巡行相談) 843→783
雇用契約を結ぶことのできる者	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース） 引き続き就労継続及び再就職に向けた支援を実施	71,112件 (57.6%)

雇用契約を結ぶことのできる者

就労時

就業までの段階的な支援施策

モデル事業実施状況

- 現在 9 箇所の地域にてモデル事業を実施中。
- 令和4年度は、農機連携モデル事業として、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置、地域の関係機関が連携し生活困窮者を農業分野で受入等の事業を全国複数箇所（5箇所程度）で実施する予定であり、モデル事業で実施した結果を踏まえガイドラインを策定する予定。

令和3年度のモデル事業実施状況



实施内容

- [illegible]

地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進(北海道庁)

R3重層事業

- 地域における住民同士の「助け合い・支え合い」を進める「**お互い様づくり行動計画**」を策定。誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進。地域における現状や課題、解決策を明示し、**地域共生社会の実現を目指す**。
- 特に、コミュニティカフェや農園など、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる**地域の居場所**の中で**中間的役割**を通じて、働いても継続しない等の**働くことに困り感を抱えている方々の社会参加**が支援する事業を展開。

※2020年10月1日現在＊市立のみ

廣東省社會科學院

◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、生活福祉相談センターを開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
 - ケース共有会議を定期的に開催し、情報共有を図りながら連携。
- ※包括的相談支援事業として実施。

◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた「要援護者台帳」を整備。

● 国民生活要綱や

- ◎居場所づくり
- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
 - 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生的の学習支援なども実施。
 - 長期的にひきこもり状態が続いていた、就労先でも続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要だ**に対して、中間的就労を目的とした「働くきっかけ作成事業」を地域

※参加支援事業、地域づくり事業として実施

町の実施体制

社会福祉協議会

- ・ケース共有会議の実施
- ・地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進 等

健康福祉課

問は機関問の法

- 図 県教育委員会 建設部
見括支援センター、子育て包括支援
センター、教育委員会等

生活福祉相談センター
(ロハフットップの相談窓口)

- 困窮に関する相談 ・ 消費生活相談

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

R3重層事業

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ量数など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける。CSW(コミュニティ・ソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

©校區福祉委員會

- **小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織**
- **校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動**
- **配食サービス、ミニディサービス、サロン事業、ボランティアの養成、登録等を実施**

◎ 豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進（中高年男性中心）し、地域福祉の担い手づくりを目指す

市レベルでの取組

ソニー・コンピュータエンタテインメント

- 高齢
- 地域包括ケアシステム推進総合会議
(市全域)

(日常生活圏域：市内7地域)

- 【梅野部云・陣吉部云・子こ部云】
- ・専門職、高齢、障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
 - ・ワーキングショップなどを通した課題共有・地域連携の場

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体(134自治体)

北海道	旭川市	千歳県	水産庁市	三重県	伊勢市	松江市
	七飯町		桑名市		大田市	
青森県	妹背牛町	東京都	松戸市	三重県	桑名市	美郷町
	盛岡市		柏市		岡山市	
	津軽町		市原市		亀山市	
	津別町		墨田区		鳥羽市	
岩手県	宮里町	神奈川県	墨田区	滋賀県	伊賀市	美作市
	五戸町		市田谷区		いなべ市	
	盛岡市		中野区		宇部市	
	盛岡市		立川市		宇部市	
秋田県	大館市	富山県	石川市	大阪府	和歌山県	山口県
	大館市		和歌山市		和歌山市	
	大館市		和歌山市		和歌山市	
	大館市		和歌山市		和歌山市	
山形県	山形市	石川県	小松市	奈良県	三郷町	三郷町
	山形市		小松市		三郷町	
	山形市		小松市		三郷町	
	山形市		小松市		三郷町	
福島県	須賀川市	福井県	越前市	和歌山県	和歌山市	和歌山市
	須賀川市		越前市		和歌山市	
	須賀川市		越前市		和歌山市	
	須賀川市		越前市		和歌山市	
茨城県	古河市	山梨県	坂井市	鳥取県	鳥取市	鳥取市
	古河市		坂井市		鳥取市	
	古河市		坂井市		鳥取市	
	古河市		坂井市		鳥取市	
栃木県	栃木市	長野県	飯田市	兵庫県	三郷町	三郷町
	栃木市		飯田市		三郷町	
	栃木市		飯田市		三郷町	
	栃木市		飯田市		三郷町	
群馬県	野木町	岐阜県	岐阜市	奈良県	三郷町	三郷町
	野木町		岐阜市		三郷町	
	野木町		岐阜市		三郷町	
	野木町		岐阜市		三郷町	
埼玉県	上野村	静岡県	岡崎市	和歌山県	和歌山市	和歌山市
	上野村		岡崎市		和歌山市	
	上野村		岡崎市		和歌山市	
	上野村		岡崎市		和歌山市	
埼玉県	上野村	愛知県	春日井市	鳥取県	鳥取市	鳥取市
	上野村		春日井市		鳥取市	
	上野村		春日井市		鳥取市	
	上野村		春日井市		鳥取市	
埼玉県	上野村	愛知県	春日井市	鳥取県	鳥取市	鳥取市
	上野村		春日井市		鳥取市	
	上野村		春日井市		鳥取市	
	上野村		春日井市		鳥取市	

社援地発第 0301 第 1 号
3 農振第 2 4 5 8 号
令和 4 年 3 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中 核 市
北海道農政部長
地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました（別紙 1 「1. 地域共生社会」、「2. 重層的支援体制整備事業における 3 つの支援」を参照）。

当該事業を円滑に実施するためには、事業実施主体である市町村の民生部局と、支援対象者の社会参加の受け入れ先となり得る農林水産業を担当する農林水産部局が連携して対応していくことが重要です。

これまでも、農林水産省と厚生労働省においては、農業と福祉とが連携し、高齢者や障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいの創出・社会参画を実現する「農福連携」の取組において、農福連携等推進ビジョン（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議決定）に基づき、認知度の向上、取組の促進、取組の和の拡大を図るとともに、「農」「福」双方の広がりへの支援を行うなど、連携を図ってきたところです。この農福連携の取組においては、令和 4 年度から、農林水産省の農山漁村振興交付金（農福連携対策）も活用しつつ、農業分野への就業を希望する障害者等への農業体験の提供を行

うとともに、農業に携わることを通じた生きがいの創出、社会参画の実現等の様々な社会的課題の解決につなげるものとなる、多世代・多属性の者が参加する体験農園（以下「ユニバーサル農園」という。）の導入を促進することとしたところです。

また、地域で支え合うむらづくりを推進していくため、農林水産省では、令和4年度から複数の農村集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進しており、厚生労働省をはじめとする各省が参画した連絡会議（令和3年10月21日第1回農村RMOに関する意見交換会）を行い、各府省の施策の連携について意見交換を行っているところです。

今般、重層的支援体制整備事業の創設を受け、同事業を活用した連携の強化を図ることとしました。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、「重層的支援体制整備事業実施要綱（令和3年6月15日付け厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局長・同局障害保健福祉部長・老健局長連名通知。以下「要綱」という。）」によることとしていますが、これに加えて、下記の内容について十分に御了知の上、民生部局と農林水産部局において積極的に連携して当該事業を円滑に実施していただくとともに、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただく（※）ようお願いします。

なお、本通知は、要綱に記載されていない農林水産分野と重層的支援体制整備事業の間の個別の連携に関する内容を通知本文とし、重層的支援体制整備事業等の内容を別紙とする構成を採っているため、必要に応じて別紙を参照いただくようお願いします。

最後に、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

※施行注意

都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長あてには厚生労働省が施行する。

北海道農政部長あてには括弧書きを記載しない。

地方農政局農村振興部長のうち、関東農政局あてには「旨、貴職から管下都県に周知いただくとともに、都県を通じて市町村及び関係機関等に周知いただく」、近畿農政局あてには「旨、貴職から管下府県に周知いただくとともに、府県を通じて市町村及び関係機関等に周知いただく」、その他農政局あてには「旨、貴職から管下各県に周知いただくとともに、県を通じて市町村及び関係機関等に周知いただく」と記載。

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あてには、「旨、貴職から沖縄県に周知いただくとともに、県を通じ市町村及び関係機関等に周知いただく」と記載。

記

1 重層的支援体制整備事業における民生部局と農林水産部局による連携した取組について

(1) 多機関協働事業との連携

要綱別添4の多機関協働事業実施要領のとおり、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等については、多機関協働事業者において相談を受け付けることとしているが、市町村の農林水産部局や農業委員会などがその活動に際して当該事業の支援対象者（注）を把握した場合には、「別紙1 4. 情報共有等に当たっての留意事項」に留意し、可能な限り本人同意を得た上で市町村の民生部局に情報提供する体制とすること。

なお、情報提供を受けた民生部局においては、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者と連携し、支援内容等について検討すること。

（注）介護と育児のダブルケアに困難を抱える世帯、いわゆる8050世帯で50代の子どもがひきこもりの状態である世帯など。

(2) 参加支援事業における農福連携等の活用

参加支援事業は、要綱別添4の多機関協働事業実施要領3のとおり、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行うものであるが、農林水産分野が、自然の中で作業を行うことを通じて、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるだけでなく、地域社会との接点となり社会参加を促すものであり、本人の社会参加に向けた支援において効果的な役割を果たすことが期待されるものでもあることに鑑み、支援対象者の受け入れ先として、農福連携（ユニバーサル農園を含む。）や農村RMOの活用について、積極的に検討されたい。

なお、本事業において農福連携の取組を円滑に活用するためには、以下の点に留意すること。

- ① 農山漁村振興交付金（農福連携対策）においては、障害者、生活困窮者及び高齢者がひきこもりの状態にあるケースなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える重層的支援体制整備事業の支援対象者についても、支援を行うことが可能であること。
- ② 必要に応じ、都道府県の農福連携相談窓口相談に相談すること。また、現在、当該窓口を設置していない都道府県においては、他県における取組も参考にしつつ、その設置について検討することが望ましいこと。
- ③ 農福連携に取り組むあるいは取り組む意向のある農業経営体について、

都道府県による工賃向上計画支援等事業における企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングの実績や、地域支援事業及び高齢者生きがい活動促進事業の実績等から把握しておくこと。

- ④ 重層的支援体制整備事業において把握した支援対象者が農作業等の活動に興味があり、将来的には就労を検討しているものの、直ちに農業法人へ就労することには不安を抱いている場合など、支援対象者に就労をあっせんすることが適切でないと判断される場合においては、就労の前段階として、農業体験によって不安の払しょくや作業への習熟を促すことが望ましい。

このため、農山漁村振興交付金（農福連携対策）においては、令和4年度より、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験等を提供するユニバーサル農園の導入を支援することとしているところである。

その際、ユニバーサル農園の導入形態については、農園を導入する主体、農園利用者の態様、導入地域などにより、様々な形態が想定されるが、都道府県及び市町村は、重層的支援体制整備事業において把握した支援対象者を受け入れることができるよう、ユニバーサル農園の導入に当たっては、その初期の構想段階から、必要な介護・補助が行える者を配置するなどの措置も含め、農園を導入する主体と連携して、農園の導入に向けた検討を進めることが望ましい。

また、これまでも、例えば、介護保険法の一般介護予防事業を活用し、介護予防・健康・生きがいづくりにつながる農園を導入する事例等も見受けられることから、地域において民生部局がそうした農園に対するニーズを把握した場合には、農林水産部局と情報共有を行い、ユニバーサル農園の導入にもつながるよう努めることが望ましい。

なお、ユニバーサル農園の導入に当たっては、別紙2を参照するとともに、「ユニバーサル農園の整備・利用の推進について（令和4年2月21日付け3農振第2444号、国都緑環第72号農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長通知）」に留意すること。

また、民生部局は、支援対象者の支援内容の決定や進捗確認等のために開催される重層的支援会議や支援会議において、農福連携による参加支援の必要性に関する議論を行うなど、農林水産分野の関係者や支援機関との協働が求められる場合には、民生部局から農林水産分野へ当該会議への参画を依頼し、両部局が積極的に協力すること。

（3）地域づくり事業における農村RMOとの連携

要綱別添3の地域づくり事業実施要領のとおり、地域づくり事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所

の整備、個別の活動や人のコーディネート、多分野がつながるプラットフォームの展開等を通じて多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものであるが、農村RMOが形成されている地域においては、地域課題の解決に向け、農用地保全や農業を核とした地域資源の活用と併せて生活支援等の取組を協議し、活動が展開されることから、地域づくり事業と農村RMOとの積極的な情報共有や企画調整に努めること。

2 重層的支援体制整備事業の実施における自治体内部局間の相互理解の促進について

重層的支援体制整備事業については、市町村の民生部局単独ではなく、農林水産部局を含めた全ての部局が連携して対応することが重要である。

このため、民生部局は、本事業の実施に当たって事前に農林水産部局との相互理解を深めるため、日常的な連携(双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等)を確保するよう努めることが望ましい。

また、都道府県については、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、農林水産分野との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたいこと。

厚生労働省において、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組に係る理解促進を進めていくこととしているため、農林水産部局に対してもこれらの積極的な周知をお願いしたい。

農林水産省においては、農村地域に寄り添って地域づくりをサポートする人材を育成するため、「農村プロデューサー養成講座」を開講しており、その対象者として重層的支援体制整備事業に関わる自治体職員も想定していることから、積極的に活用されたい。

また、農村RMOの形成に向けて、令和4年度から、都道府県・市町村の農林水産部局・民生部局等が連携した伴走支援体制の構築を支援することとしており、重層的支援体制整備事業に関わる自治体職員の参画を検討されたい。

以上

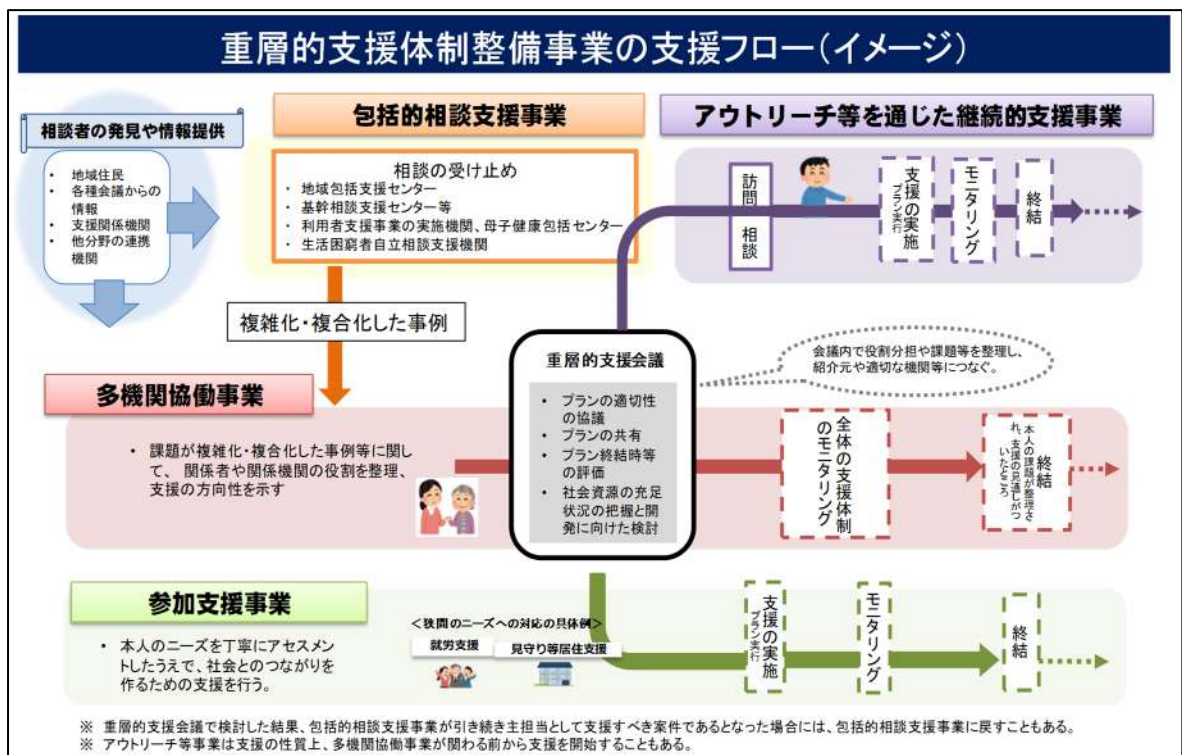
<別紙1>

1. 地域共生社会

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

2. 重層的支援体制整備事業における3つの支援

3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。



3. 重層的支援体制整備事業との連携

(1) 相談支援

ア 包括的相談支援事業・多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重

要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例に（※１）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※２）に本人を紹介し、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※３）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

- （※１）支援に関する課題以外の他分野の課題も抱えているが、
- ・ どの支援関係機関に情報提供すべきか適切に判断できない場合
 - ・ 課題が複雑化しており、支援関係機関間の役割分担が必要な場合
- などが想定される。

（※２）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 5 号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※３）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる事業）

イ 重層的支援会議・支援会議

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援を行うため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（※）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に

対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議及び支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上決定していくこととなる。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、市町村において、既存の会議体と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

また、市町村においては、重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「計画」）の策定に当たって、地域が抱えている課題等について、関係部局や支援関係機関、地域住民等広く地域の関係者間での共有や分析を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施の理念や目指すべき方向性について共通認識の醸成を図ることが重要である。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

ウ アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

（2）参加支援事業

ア 参加支援の考え方

「1. 地域共生社会」の理念にもあるとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既

存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるに当たって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

ウ 社会資源の共有

既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受け入れを行う際の考え方については、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付け子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を参照されたい。

（3）地域づくり事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

具体的な事業内容として、多様な場や居場所の整備については、既存の地域づくりに関する事業を実施する拠点に関し、各制度の現行の基準等を引き続き満たした上で、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各制度では直接対象としていない者も含む全ての住民を対象とした地域における交流の場や居場所として積極的に活用するとともに、新たな場の確保として、例えば、多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない交流の場や居場所を地域において創出することも可能である。これらの活動の推進に当たっては、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携する

など、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要である。

また、活動や人のコーディネートについては、地域住民の創意や主体性を支えつつ、人と人、人と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や気かけ合う関係性を地域で創出することが重要であり、そのためには、地域の中で人や社会資源、情報をつなぎ、地域活動を支援するコーディネート機能の存在が重要である。各分野が連携し、市町村全体としての体制を整備するためには、既存のコーディネート人材の連携の強化も重要であり、介護保険制度に基づく生活支援コーディネーターについても、業務負担を勘案しつつ、地域づくり事業の趣旨を踏まえた活動を展開していただきたい。

(※) それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号のうち厚生労働大臣が定めるもの）
- ・生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ・地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）
- ・生活困窮者の共助の基盤づくり事業

4. 情報共有等に当たっての留意事項

本人を他の支援関係機関に紹介する場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合など、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていない場合など、本人同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

＜別紙２＞

１．ユニバーサル農園導入の趣旨

ユニバーサル農園とは、障害者、生活困窮者、ひきこもり及び触法者並びに子供及び高齢者などの多世代・多属性の者（以下、「支援対象者等」という。）の交流・参画する場を市民農園における農業体験活動によって生み出すとともに、支援対象者等に対して、疾病の予防・リハビリ効果、精神・肉体的な癒しを提供する効果及び社会参画を促す効果等を発揮することで、高齢者や障害者の健康増進や生きがいづくり、精神的な不調を抱える若年層等の精神的健康の確保、生きづらさを抱える者の社会参画の場の提供など様々な社会的課題を解決するための農園である。

ユニバーサル農園での農業体験活動を通じ、障害者等における農業現場での雇用・就労に対する意欲の高まりや、ユニバーサル農園で生産された農産物を子供食堂やフードバンクに提供するといった食の支援が期待されるほか、多世代・多属性の者が農業の持つ様々な機能に触れることにより、その価値が広く認知されるとともに、ユニバーサル農園の導入促進による農地の利用の維持・拡大等も期待される場所である。

ユニバーサル農園は、支援対象者等の年齢や能力、状況などに関わらず利用可能な体験農園であり、支援対象者等が不安や問題なく農業体験活動を実施できるよう、支援対象者等と農園を導入する主体とのコミュニケーションはもとより、支援対象者等に配慮した農業体験活動の環境を整備することが求められる。

２．ユニバーサル農園の導入方式と各種施策の活用等について

（１）ユニバーサル農園の導入方式

ユニバーサル農園については、市民農園制度を活用し、支援対象者等の利用を促す形で導入することとなる。このため、地方公共団体（都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）の農林水産部局は、民生部局と連携しつつ、導入の推進に努めることが望ましい。

① ユニバーサル農園を導入する主体

ユニバーサル農園を導入する主体は、農業者、社会福祉法人、民間事業者、NPO法人、地方公共団体、農業協同組合等の多様な者が想定される。

地方公共団体においては、自らユニバーサル農園を導入する主体となることについて検討を進めるとともに、地方公共団体以外の者によるユニバーサル農園の導入が促進されるよう、農林水産部局及び民生部局が連携し、社会福祉法人や民間事業者などの導入希望者に対して、ユニバーサル農園の導入に当たって必要となる農作業の指導者や福祉の専門家の紹介、活用可能な支援策についての助言等を行うよう努めることが望ましい。

② ユニバーサル農園の利用者

上記のとおり、ユニバーサル農園は、市民農園制度を活用して導入するものであるが、市民農園制度においては、農園の利用者について、一定の優先条件を付すことは認められている。

このため、ユニバーサル農園の利用者の募集に当たっては、支援対象者等を優先するなどの条件を付すことにより、障害者、高齢者、生活困窮者、働きづらさ、生きづらさを抱える者（若年・現役世代）、子供等の支援対象者等の利用を推進することが望ましい。

その際、支援対象者等に対する積極的な募集がなされるよう、農林水産部局は民生部局と連携しつつ、支援対象者等を把握している多機関協働事業者や障害者福祉施設などに対し、ユニバーサル農園の導入及び利用者の募集時期等について周知することが望ましい。

③ ユニバーサル農園の導入に当たって必要となる市民農園制度上の手続

ユニバーサル農園の導入において活用する市民農園制度等には、以下の導入方式がある。

ア 農業を営む園主の指導の下で、利用者が継続的に農作業を行う、「農園利用方式」

イ 農園を導入する主体（園主）が利用者に農地を貸し付ける、「貸付方式」

農地の権利を既に保有している者が、農園利用方式で導入する場合には、市民農園制度等に基づく法令上の手続は不要であるが、貸付方式で導入する場合には、市民農園制度等に基づく法令上の手続が必要となる。

一方、農地の権利を保有していない者が、アやイの方式に関わらず新たにユニバーサル農園を導入する場合には、市民農園制度等に基づく法令上の手続が必要となる。

また、農機具庫や休憩施設等の施設整備の行う場合についても、当該手続が必要となる。

（例えば、農業者が自ら所有する農地において、新たに施設整備を行いつつユニバーサル農園を導入する場合には、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）等に基づく手続が必要となる。）

さらに、地方公共団体が農地の権利を取得し、施設整備を行うことなく貸付方式でユニバーサル農園を導入する場合には、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づく手続が必要になる。

ユニバーサル農園の導入に当たって必要な法令上の手続が適正かつ円滑に行われるよう、農林水産部局は民生部局と連携し、「ユニバーサル農園の整備・利用の推進について（令和4年2月21日付け3農振第2444号、国

都緑環第 72 号農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長通知)」を参照しつつ、農園を導入する主体に対し、必要な法令等に基づく手続の周知に努めることが望ましい。

(2) ユニバーサル農園の導入における施策の活用、連携等について

ユニバーサル農園の導入及び運営に当たっては、以下の施策を活用できる場合があることから、地方公共団体は、ユニバーサル農園を導入しようとする者を把握した場合には、その事業内容について適宜助言を行うとともに、活用可能な施策を紹介することが望ましい。

また、以下の施策のほかにも、地方公共団体独自の施策など活用可能な施策があれば、以下の施策と連携して活用することにより、ユニバーサル農園の円滑な導入が推進されるように努めることが望ましい。

① 農山漁村振興交付金（農福連携対策）

農園の主な利用者が、障害者、高齢者、生活困窮者に該当する者（これらの者がひきこもりや子ども、働きづらさを抱える等に該当する場合も含む。）であり、かつ、当該利用者が将来就農を希望している場合には、本交付金を活用して、農作業の指導者の人件費への支援や休憩所などの施設整備費用への支援などを行うことが可能である。

② その他農林水産省の施策（農山漁村振興交付金）

ア 農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）

過疎（※1）、特定農山村（※2）、振興山村（※3）、離島（※4）、半島（※5）の条件不利地域等において、地方公共団体が策定する農山漁村活性化計画に基づき、ユニバーサル農園として運営する農園の区画・園路、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティ広場等の整備を行うことが可能である。

イ 最適土地利用対策

農業振興地域（※6）の農用地区域（編入が確実と見込まれる区域を含む）（※7）内の農地等を対象に、農地等の有効活用又は省力作物や植林などによる粗放的な利用を図るため、地域ぐるみの話し合いによる地域の現状や課題の見える化及び最適な土地利用の在り方を定める最適土地利用計画等の策定と併せ、その計画に位置付けた荒廃農地やそのおそれのある農地の簡易な整備、農業用ハウスや簡易なトイレなどの農業用施設の整備を行うことが可能である。

ウ 都市農業機能発揮対策のうち都市農業共生推進等地域支援事業

都市計画区域（※８）内において都市住民と共生する農業経営の実現に向けた様々な取組への支援とあわせ、生産緑地地区内等（※９）（※１０）において農作業体験のための附帯施設等農地の利用に必要な簡易な施設の整備を行うことが可能である。

（※１）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条に規定する過疎地域

（※２）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条に規定する特定農山村地域

（※３）山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条に規定する振興山村

（※４）離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条に規定する離島振興対策実施地域

（※５）半島振興法（昭和６０年法律第６３号）第２条に規定する半島振興対策実施地域

（※６）農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条に規定する農業振興地域

（※７）同法第８条に規定する農用地区域

（※８）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第５条に規定する都市計画区域

（※９）生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第１項に規定する生産緑地地区

（※１０）都市計画法第１８条の２に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地

（３）ユニバーサル農園の具体的な導入・運営方法の例について

ユニバーサル農園の具体的な導入及び運営方法については、農園を導入する主体や活用する市民農園制度等により様々なケースが想定されるが、例えば、以下のようなケース及びその際の円滑な導入に当たっての留意事項が想定される。

- ① 社会福祉法人や民間事業者等が農地の権利を取得し、農園利用方式で導入するケース（※営利を目的とせず、教育、医療又は社会福祉事業を行う法人については、農地法により権利の取得が認められている。）

ア ユニバーサル農園の利用者として想定する支援対象者等のニーズの把握

ユニバーサル農園の健全かつ円滑な運営に当たっては、予め支援対象者等のニーズを的確に把握することが重要となる。ニーズの把握については、市町村の民生部局にヒアリングを行うなど、ユニバーサル農園を利用する見込みのある者の数について把握しておくことが望ましい。

イ ユニバーサル農園として利用する農地の把握

ユニバーサル農園の導入に当たっては、必要な農地を確保する必要があることから、地方公共団体の農林水産部局においては、農園を導入しようとする主体から相談があった場合には、農業委員会とも連携しつつ農地の情報の積極的な提供に努めることとする。

なお、農地の権利を保有していない場合や貸付方式で導入する場合には、農業委員会の許可等が必要となるため、事前に農地が所在する市町村の農業委員会に相談するよう助言を行うこと。

ウ ユニバーサル農園の導入と運営

2の(2)の①のとおり、障害者、高齢者、ひきこもり者等に対する職業訓練的な農業体験を提供する場合には、農山漁村振興交付金（農福連携対策）を活用して、多世代・他属性の者に対応した農園施設の整備に対する支援が可能である。また、農園の運営に当たっては、参加者に対して適切な指導を行う農作業の指導者等の確保等に対する支援が可能であることから、農林水産部局は、当該交付金制度の活用について助言するよう努めることが望ましい。

② 農業者が自ら所有する農地を活用し、農園利用方式で農園を導入するケース

ア ユニバーサル農園の利用者として想定する支援対象者等のニーズの把握
(3)の①のアによる。

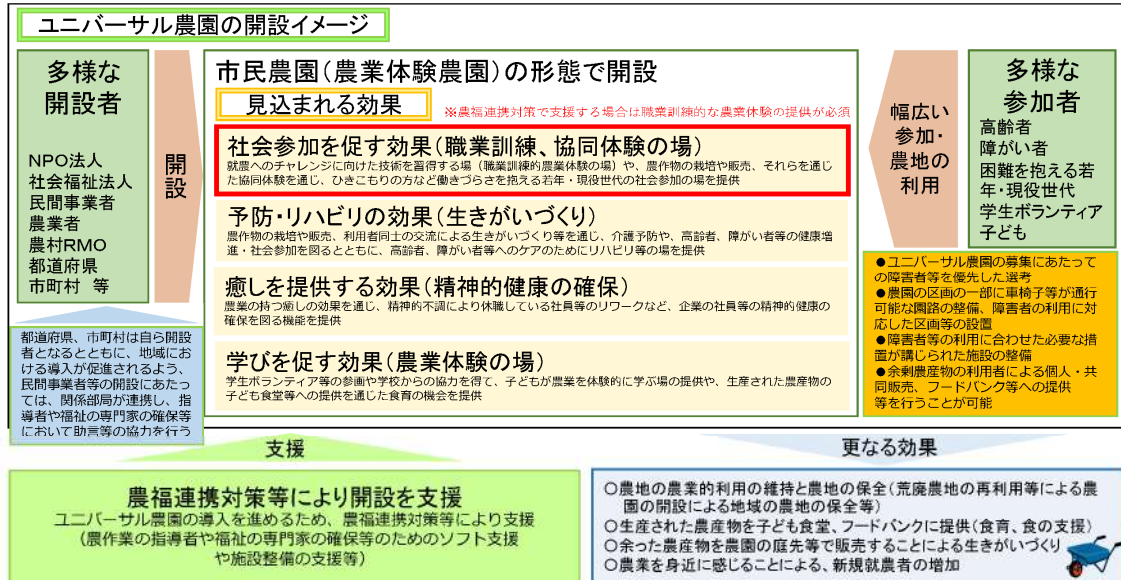
イ 農園の導入と運営
(3)の①のウによる。

<参考>ユニバーサル農園の導入イメージ

ユニバーサル農園は、NPO法人、社会福祉法人、民間事業者、農業者、都道府県、市町村等がユニバーサル農園を導入する主体となり、障害者、高齢者、生活困窮者、ひきこもりや触法者、子供等の多世代・多属性の者に対して、交流・参加する場を、農業を通して生み出すものであり、農園への参加を通じて、農業の持つ社会参加を促す効果、予防・リハビリの効果、癒しを提供する効果、学びを促す効果等を得られるものとなる。

ユニバーサル農園の開設とその支援について

- ユニバーサル農園とは、身近で農業に参画できる市民農園（農業体験農園）の活用を通じて、多世代・多属性の交流・参加の多様な場を農業を通じて生み出すとともに、生きがいつくりや精神的な健康の確保等の様々な社会的課題の解決にも資することを目的とするもの。
- ユニバーサル農園を通じて、多世代・多属性の参加者が、農業の持つ様々な機能に触れることで、その価値が広く認知されるとともに、将来の農業現場での雇用・就労を見据えた農業体験等の提供を通じた農福連携の推進や、農園の導入促進による農地の利用拡大も期待される。



< 重層的支援体制整備事業 >

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室
03-5253-1111（内線2859）

< 農福連携・ユニバーサル農園 >

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室
03-3502-0033

< 農村型地域運営組織（農村RMO） >

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
03-3501-8359